

特定非営利活動法人制度事務処理要領

設立の認証関係

令和5年4月

岩手県環境生活部

目 次

相談対応要領	1
形式審査要領	2
縦覧・公告又はインターネットの利用による公表要領	3
内容審査要領	8
認証・不認証決定要領	26
設立登記の確認及び設立に係る書類の閲覧要領	36
法人情報の提供依頼	42
事務処理の流れ	43

認証事務移譲先の市町村について

- 1 様式等—各市町村の規則等によること。
- 2 起案例—知事名、局長名を市町村長等に読み替えて参考にさせていただいたもの。

・ 県の窓口—各広域振興局、宮古・大船渡・二戸地域振興センター

相談対応要領

1 申請者から特定非営利活動法人の設立について電話等で相談が寄せられた場合は、それが「すぐに申請書を提出したい」というものなのか、「事前に相談にのってほしい」とするものなのかを、相手方に確認する。

2 事前相談の場合

「制度の内容を教えてほしい」とする相談か、「申請書類を作ってみたので、事前に見てほしい」とする相談かを確認する。

(1) 「制度の内容を教えてほしい」とする相談の場合

「特定非営利活動法人制度の手引き」等をもとに、既に相手方が了知している範囲等を確認のうえ制度の概要を説明するとともに、手引きを手交して、団体内部で十分に検討することを勧める。

なお、税に関する相談については税務署、広域振興局税務担当及び県税センター（手引き P 173～174）に、登記に関する相談については法務局（手引き P 161）に照会することを勧める。

(2) 「申請書類を作ってみたので、事前に見てほしい」とする相談の場合

書類に目を通すのに相当程度の時間がかかること、また、全てを事前にチェックすることができず、場合によっては、申請書受付後に不備等が発見される場合もあるので、その際はあらかじめ扱いを相談させてもらうことを説明し、相手方の理解を得る。

申請書類に事前に目を通す場合は、「特定非営利活動法人制度の手引き」を参考に、問題点、疑問点等を整理し、必要に応じて本庁担当課担当者とは協議するなどしたうえで、相手方に回答する。

NPO法と行政手続法(条例)

NPO法第10条第2項では、「・・・申請書を受理した日から・・・」と受理という言葉が出てきます。

一方、行政手続法第7条、行政手続条例第7条では、「・・・申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、・・・」となっており、受理という概念がありません。各所轄庁においては、NPO法と行政手続法の整合性について困難を生じているのが現状です。

①書類の形式や内容に不備がある場合は直るまでは正式に受け付けない、②直らない場合は書類を返戻するなどの不受理とすることはできません。そのため、このマニュアルでは、審査者の誤解を生じないように、NPO法の制度趣旨を活かしつつも、「受理」という用語を用いずに説明しています。

形式審査要領 ※手引き10ページ（法人設立の手続き）参照

提出書類	部数	手引き参照ページ	チェック
設立認証申請書(様式第1号)	1	P77	
定款 ・法人の目的や事業内容、法人運営方法などを明記した書面	3	P96～109	
役員名簿 ・役員の名氏及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿	3	P112	
就任承諾及び誓約書の謄本 ・各役員が法第20条(役員欠格事項)に該当しないこと及び法第21条(役員親族等の排除)に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(原本は団体で保管し、謄本(写し)を提出)	1	P113	
各役員住所又は居所を証する書面 ・住民票の写し等(市町村窓口等で交付された住民票を提出) ※住民基本台帳ネットワークを利用できる場合は添付を省略できる。	1	—	
社員のうち10人以上の者の名簿 ・氏名(法人にあつては法人名及び代表者名)及び住所又は居所を記載した書面	1	P114	
確認書 ・法第2条第2項第2号(宗教活動・政治活動を主目的にしないこと、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと)及び第12条第1項第3号(暴力団でないこと等)に該当することを確認した書面	1	P115	
設立趣旨書 ・法人化したい趣旨及び申請に至る経過を記載した書面	3	P116	
議事録の謄本 ・設立総会の議事録であり、設立にあつての経過概要や議決内容を記載した書面	1	P117～118	
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	3	P119～120	
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※特定非営利活動事業とその他の事業は分けて表示する。	3	P121～124	

縦覧・インターネットの利用による公表要領

- 1 申請書を受領した後、次の縦覧書類をバインダーに1部綴じ込む。

縦覧書類
定款
特定添付書類
設立趣旨書
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

- 2 バインダーの背表紙に団体名、縦覧期間を記載する（別紙1参照）。
縦覧期間は、「申請書受付日」から2週間とする。
※ 初日不算入で計算するので、2週間の縦覧期間とは、2月1日に申請書を受け付けした場合、2月1日から2月15日までとなる。
- 3 バインダーを部（課）内に配架する。
- 4 縦覧申込書を用意し、縦覧の申し出があった場合、任意で記入を依頼する（別紙2参照）。
- 5 縦覧・公表依頼（別紙3、4参照）について起案する。
- 6 決裁後、本庁に縦覧書類1部を郵送する。本庁では、送られた書類を同様にバインダーに綴じ込み、課内に配架する。
- 7 本庁に依頼文書を送付する。
受け付け後、3日以内に処理すること。
※ 認証申請の公表については、特定非営利活動促進法の改正により、令和3年6月9日から原則インターネットの利用により公表することとされているもの。

認証事務移譲先の市町村

- ・ 全県取りまとめ及び県庁等での情報公開のため、設立認証申請書の写し及び縦覧書類一式を1部県庁に送付願いたいこと。
- ・ 公表等は、各市町村の規則等に基づいて行うこと。

(別紙1)

特定非営利
活動法人の
設立の認証
申請に係る
縦覧書類

法人名

特定非営利活動法人
○○○○

(別紙4)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の設立の認証申請に伴う縦覧書類等について

このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、**縦覧用の関係書類を送付します。**

記

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的

※申請書の写し（受付印を押したもの）も添付すること
※押印のない書類が提出された場合は、本人確認の方法等を追記すること。

担当：〇〇部〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

内容審査要領

- 1 提出された書類の内容が法の要件に該当しているかを、事項別審査票、書類別審査票により審査する（別紙5、6参照）。
- 2 また、広域振興局等内部で、申請団体についての説明、協議等を行う際の資料として、特定非営利活動法人の設立の認証申請団体プロフィール票を作成する（別紙7参照）。
- 3 審査は原則、書面のみで行うこととされているので、書類のみから確認・判断できず、これを補うために申請者等に照会等を行う場合は、事情を説明して行う。
また、照会は電話等によることとして文書では行わず、また、その結果は、電話（口頭）受付票に残しておく。
- 4 不備等が発見された書類が縦覧書類以外の書類である場合は、申請者に対し、書類の差し替えを任意で依頼することも考えられる。
- 5 要件審査にあたっては、『岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について』（平成22年11月1日岩手県政策地域部長通知）を参考にする。
- 6 広域振興局等内部で協議し、認証・不認証の決定の判断に移行する。

(別紙5)

事項別審査票

申請団体名	特定非営利活動法人〇〇〇〇			総合 審査 結果
申請受理日	令和 年 月 日	担当者職氏名		

審査事項	審査書類										審査 結果	備考 ハは、住民基本台帳ネットワーク 使用の際は省略可	
	申請書	一	二イ	二ロ	二ハ	三	四	五	六	七			八
		定款	役員名簿	就任承諾書・誓約書の謄本	住所居所書類	社員名簿	確認書	設立趣旨書	議事録の謄本	事業計画書(設立当初・翌事業年度)			活動予算書(設立当初・翌事業年度)
1 第12条第1項第1号関係 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合している													
1 申請書に添付すべき書類が全て揃っている 必要部数提出されている		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2 申請書に添付すべき書類が要件を整えている(サイズ、必要的記載事項、期限等)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3 申請書の記載事項は、添付書類の記載事項と整合がとれている	○	1.2.4 附則	○										
4 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行うものではない(法第3条-第1項)	○	1.3.5. 11						○	○	○	○		
5 特定の政党のために利用するものではない(3-2)	○	1.3.11						○	○	○	○		
6 その他の事業が、その利益を特定非営利活動に充てるためのものとなっている(5-1)		11								○	○		
7 その他の事業は、特定非営利活動に支障がないものとなっている(5-1)		3.11								○	○		
8 その他の事業に関する会計が、特別の会計として経理されている(5-2)		3.8.9. 11								○	○		
9 岩手県の区域内に主たる事務所を設置するものである(9)	○	4							○				
10 総会に関する諸規定及び社員の表決権に関する規定が、法の規定に準拠している(14の2~9)		5.6.7 8.9.12 13.15											

審査事項	審査書類										審査結果	備考	
	申請書	一 定款	二イ 役員名簿	二ロ 就任承諾書・誓約書の謄本	二ハ 住所居所書類	三 社員名簿	四 確認書	五 設立趣旨書	六 議事録の謄本	七 事業計画書(設立当初・翌事業年度)			八 活動予算書(設立当初・翌事業年度)
1 第12条第1項第1号関係 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合している													ハは、住民基本台帳ネットワーク使用の際は省略可
11 役員の定数が、法の規定に準拠している(理事3人以上、監事1人以上)(15)		6.附則											
12 理事の代表権の範囲が、適正に定められている(16)		6											
13 業務の決定が、適正に行われることになっている(17)		6.7											
14 監事の職務が、法の規定に準拠している(18)		6											
15 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねていない(19)		6.附則	○										
16 役員の欠格事由が、法の規定に準拠している(20)		6		○									
17 役員の親族等の排除の規定が、法の規定に準拠している(21)		6		○									
18 役員の欠員補充の条件等が、法の規定に準拠している(22)		6											
19 役員の任期が、2年以内となっている(24)		6.附則											
20 定款の変更の手續等が、法に準拠している(25)		7.13											
21 会計が、法で定める会計の原則に準拠している(27)		9								○			
22 事業報告書等の閲覧、備置きについて、法の規定に違反していない(28)		15											

審査事項	審査書類										審査結果	備考	
	申請書	一 定款	二イ 役員名簿	二ロ 就任承諾書・誓約書の謄本	二ハ 住所居所書類	三 社員名簿	四 確認書	五 設立趣旨書	六 議事録の謄本	七 事業計画書（設立当初・翌事業年度）			八 活動予算書（設立当初・翌事業年度）
1 第12条第1項第1号関係 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合している													ハは、住民基本台帳ネットワーク使用の際は省略可
23 解散の手續等が、法の規定に準拠している（31 31の2） 残余財産の帰属先が、適当である（32）		7.12											
24 合併の手續等が、法の規定に準拠している（34）		7.15											
25 申請書の内容が、法令の規定に適合している	○												
26 定款の内容が、法令の規定に適合している		○											
27 現時点で、他の法令に抵触する記載がない	○	○						○	○	○			

※ ○ 該当する審査書類

法令の規定、認証の基準に適合していること、書類間の整合性がとれていることを確認。

※ 番号 定款に掲げる事項（必要的記載事項）として、次の事項を確認すること。（手引き 96 ページ（法 11 条）参照）

- 1 目的、2 名称、3 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類、
- 4 主たる事務所及びその他の事務所の所在地、5 社員の資格の得喪、6 役員、7 会議、
- 8 資産、9 会計、10 事業年度、11 その他の事業の種類その他の事業に関する事項、
- 12 解散、13 定款の変更、14 公告の方法

審査事項	審査書類										審査結果	備考	
	申請書	一 定款	二イ 役員名簿	二ロ 就任承諾書・誓約書の謄本	二ハ 住所居所書類	三 社員名簿	四 確認書	五 設立趣旨書	六 議事録の謄本	七 事業計画書(設立当初・翌事業年度)			八 活動予算書(設立当初・翌事業年度)
2 第12条第1項第2号関係 当該法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものである													ハは、住民基本台帳ネットワーク使用の際は省略可
1 別表に掲げる活動に該当する活動を行うものである	○	1.3						○		○			
2 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている	○	1.3.5.11						○		○			
(適合すると判断した理由)													
3 特定非営利活動を行うことを主たる目的としている	○	1.3.11						○		○	○		
(適合すると判断した理由)													
4 営利を目的としていない	○	1.3.5.9.11.12								○	○		
5 社員の資格の得喪に、不当な条件を付していない	○	1.3.5.11.附則									○		
(適合すると判断した理由)													
6 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下である		6.附則	○										
7 宗教活動、政治活動を主たる目的としていない 選挙活動を目的としていない	○	1.3.11						○	○	○	○		

審査事項	審査書類										審査結果	備考	
	申請書	一 定款	二イ 役員名簿	二ロ 就任承諾書・誓約書の謄本	二ハ 住所居所書類	三 社員名簿	四 確認書	五 設立趣旨書	六 議事録の謄本	七 事業計画書(設立当初・翌事業年度)			八 活動予算書(設立当初・翌事業年度)
3 第12条第1項第3号関係													ハは、住民基本台帳ネットワーク使用の際は省略可
暴力団、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある団体でない	○	1					○	○	○				

審査事項	審査書類										審査結果	備考	
	申請書	一 定款	二イ 役員名簿	二ロ 就任承諾書・誓約書の謄本	二ハ 住所居所書類	三 社員名簿	四 確認書	五 設立趣旨書	六 議事録の謄本	七 事業計画書(設立当初・翌事業年度)			八 活動予算書(設立当初・翌事業年度)
4 第12条第1項第4号関係													ハは、住民基本台帳ネットワーク使用の際は省略可
当該法人が10人以上の社員を有するものである						○							

書類別審査票

申請団体名	特定非営利活動法人〇〇〇〇		総合 審査 結果
申請受理日	令和 年 月 日	担当者職氏名	

判断確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
1 申請書	(1) 提出がある		
	(2) 原本である		
	(3) 様式が、条例施行規則様式集に従っている		
	(4) 日付は、原則として申請日である		
	(5) 申請者の氏名及び住所又居所は、役員名簿に記載されたものと一致している		
	(6) 押印がある。又は押印に替わり、提出者の本人確認を実施したか		
	(7) 電話番号の記載がある		
	(8) 「特定非営利活動法人の名称」は、定款に記載された名称と同じである		
	(9) 「代表者の氏名」は、定款の附則の設立当初の役員及び役員名簿に記載された氏名の中にあるものである		
	(10) 「主たる事務所の所在地」は、町名及び番地まで記載されており、かつ、定款に記載された事務所の所在地と整合がとれている		
	(11) 「その他の事務所の所在地」は、町名及び番地まで記載されており、かつ、定款に記載された事務所の所在地との整合がとれている		
	(12) 「定款に記載された目的」は、定款に記載されたものと一言一句一致している		
	(13) 他の法令に抵触していない		
2 定款	(1) 提出がある	必要部数提出されている	
	(2) 名称	ア 記載がある	
		イ 他の法令の名称使用制限に抵触するものではない	
		ウ 国、県の機関等と誤認されるようなものではない	
	(3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地	ア 記載がある	
		イ 岩手県の区域内に主たる事務所を設置するものである	
		ウ その他の事務所の所在地が全て記載されている	
		エ 他の法令に抵触するような記載がない	

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
(4) 目的	ア 具体的かつ明確に記載されている		
	イ 主な事業内容が記載されている		
	ウ 最終的な目的が、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することであると認められる		
	エ 別表に掲げる20の活動分野のいずれかに該当することが明確に認められる		
	オ 特定非営利活動に係る事業を主たる目的として行わない旨記載がない (その他の事業や構成員相互の利益を主たる目的とする旨の記載がない)		
	カ 営利を目的とする旨の記載がない		
	キ 社員の資格の得喪について、不当な条件を付す旨の記載がない		
	ク 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする旨の記載がない		
	ケ 政治上の主義を推進し、これを支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする旨の記載がない		
	コ 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする旨の記載がない		
	サ 特定の個人又は団体の利益を目的として事業を行う旨の記載がない		
	シ 特定の政党のために利用する旨の記載がない		
	ス 暴力団、又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体である旨の記載がない		
	セ 他の法令に抵触するような記載がない		
(5) 特定非営利活動の種類	ア 明確に記載されている		
	イ 「目的」、「事業の種類」と整合している		
	ウ 別表の文言と一致している 一致していない場合でも、別表に掲げる活動のいずれかに該当するものであると認められる		
(6) 事業の種類（特定非営利活動に係る事業、その他の事業）	ア 具体的かつ明確に記載されている		
	イ 「目的」、「活動の種類」と整合がとれている		
	ウ 特定非営利活動に係る事業として、定款の記載上、不適当なものがない（特定非営利活動に係る事業の中に、明らかにその他の事業に当たる事業の記載がない）		
	エ その他の事業として、不適当な記載がない		

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
	オ 営利を目的とする旨の記載がない		
	カ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする旨の記載がない		
	キ 政治上の主義を推進し、これを支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする旨の記載がない		
	ク 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする旨の記載がない		
	ケ 特定の個人又は団体の利益を目的として事業を行う旨の記載がない		
	コ 特定の政党のために利用する旨の記載がない		
	サ 他の法令に抵触するような記載がない		
(7) 社員の資格の得喪に関する事項	ア 社員の資格の取得に関する事項及び喪失に関する事項について、それぞれ記載がある		
イ 社員以外の名称を用いる場合、特定非営利活動促進法上の社員に当たるものが明確になっている			
ウ 加入の自由を不当に制限していない 加入の条件が、合理的である 加入の決定が、団体側の恣意に委ねられていない			
エ 入会金や会費の額の手続について、不適当な記載がない			
オ 入会金や会費の額が、不当ではないと認められる			
カ 脱退の自由を不当に制限していない			
キ 資格の喪失の事由について、不適当な記載がない			
ク 除名の要件について、不適当な記載がない			
ケ 拠出金品を返還する旨の規定がない			
コ その他、社員の資格の得喪に関して不適当な記載がない			
(8) 役員に関する事項	ア 記載がある		
イ 定数について、法の規定に反する記載がない（法第15条）			
ウ 附則に定められている「設立当初の役員」の数が、定数の規定の範囲内である			
エ 特定非営利活動促進法上の理事、監事以外の役員を置かない場合であって、かつ、理事、監事以外の名称を用いる場合、法律上の理事、監事との関係が明確になっている			
オ 特定非営利活動促進法上の理事、監事以外の役員を置く場合、法律上の役員か、そうでないかが明らかになっている			

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
	カ 役員の選任について、不適当な記載がない キ 役員の欠格事由や親族制限について、法の規定に反する記載がない（法第20条、第21条） ク 監事の兼職禁止について、法の規定に反する記載がない（法第19条） ケ 理事の代表権の制限について、不適当な記載がない（法第16条） コ 監事の職務について、法の規定に反する記載がない（法第18条） サ 役員の任期について、2年以内において定められている（法第24条） シ 欠員補充について、法の規定に反する記載がない（法第22条） ス 役員の解任について、不適当な記載がない セ 報酬を受ける役員について、法の規定に反する記載がない（法第2条第2項第1号ロ） ソ その他、役員に関する事項について不適当な記載がない		
(9) 会議に関する事項 (総会)	ア 記載がある イ 通常総会について、法の規定に反する記載がない（少なくとも毎年1回開く）（法第14条の2） ウ 臨時総会について、法の規定に反する記載がない ① 理事が必要であると認めたとき（法第14条の3） ② 総社員の〇分の〇以上より会議の目的たる事項を示して請求があったとき（法第14条の3第2項） ③ 監事から招集されたとき（法第18条第4号） エ 総会の招集について、適当な招集の方法が定められている（法第14条の4） オ 総会の招集の通知について、法の規定に反する記載がない（少なくとも会議の5日前に、会議の目的たる事項を示して行う）（法第14条の4） カ 総会の権限について、少なくとも、①定款の変更、⑦解散、③合併については、総会で議決することとしている（法第25条第1項、法第31条第1項第1号、第34条第1項） キ 上記の総会の権限について、理事会等総会以外の会議の権限や、①～④について定める条件等と矛盾していない（法第14条の5） ク 総会の議決について、法の規定に反する記載がない（基本的には事前通知した内容について議決することとしている）（法第14条の6） ケ 社員の表決権について、法の規定に反する記載がない ① 原則として平等である（法第14条の7第1項） ② 総会に出席できない社員に対して、書面表決、表決委任、電磁的方法以外の議決方法を認めていない（法第14条の7第2項、第3項）		

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
(9) 会議に関する事項 (総会)	コ 表決権のない場合について、法の規定に反する記載がない (社員が法人の構成員としての立場以外の個人的な立場から利害関係を有する事項について、表決を認める旨の記載がない。) (法第14条の8)		
	サ その他、総会に関する事項で不適当な記載がない		
(10) 会議に関する事項 (理事会)	ア 理事会の権限に、①定款の変更、②解散、③合併が含まれていない (法第14条の5、第25条第1項、第31条の2、第34条第1項)		
	イ 理事会の権限について、総会の権限やその他の条項と矛盾していない		
	ウ その他、理事会等総会以外の会議に関する事項について、不適当な記載がない		
(11) 資産に関する事項	ア 記載がある		
	イ 資産の構成について、不適当な記載がない		
	ウ その他の事業を行うこととしている場合、特定非営利活動に係る事業の資産とそれぞれ区分されることとなっている		
	エ 特定非営利活動に係る事業しか行わない場合、その他の事業の資産に関する記載がない		
	オ 資産の管理について、不適当な記載がない		
	カ その他、資産に関する事項について、不適当な記載がない		
(12) 会計に関する事項	ア 記載がある		
	イ 会計の原則について、法の規定に反する記載がない (法第27条)		
	ウ その他の事業を行うこととしている場合、特定非営利活動に係る事業の会計とそれぞれ区分されることとなっている		
	エ 特定非営利活動に係る事業しか行わない場合、その他の事業の会計に関する記載がない		
	オ 事業計画及び予算の策定について、不適当な記載がない 会議に関する事項の記載と矛盾していない		
	カ 暫定予算の規定について、不適当な記載がない 会議に関する事項の記載と矛盾していない		
	キ 予備費の規定について、不適当な記載がない 会議に関する事項の記載と矛盾していない		
	ク 事業報告及び決算について、不適当な記載がない 会議に関する事項の記載と矛盾していない		
	ケ 決算上、剰余金を生じた場合について、不適当な記載がない (分配せずに繰り越すこととなっている)		
	コ 臨機の措置について、不適当な記載がない		
	サ その他、会計に関する事項について、不適当な記載がない		

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
(13)事業年度に関する事項	ア 記載がある		
	イ 記載された方法が適当である		
(14)定款の変更に関する事項	ア 記載がある		
	イ 定款の変更の手續について、法の規定に従っている(法第25条)		
	ウ その他、定款の変更に関する事項について、不適当な記載がない		
(15)解散及び合併に関する事項	ア 解散に関する事項について記載がある		
	イ 解散の手續が、法の規定に従っている(法第31条、第31条の2)		
	ウ 残余財産の帰属先について、法第11条第3項に掲げる者から選定されることとなっている(例「法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定めるもの」「社団法人〇〇会」「社会福祉法人〇〇会」)		
	エ 合併の手續について、法の規定に反していない(法第34条)		
	オ その他、解散及び合併に関する事項について、不適当な記載がない		
(16)公告の方法	ア 記載がある		
	イ 記載された方法が適当である		
(17)附則関係	ア 定款の施行日が適当である		
	イ 設立当初の役員が定められている		
	ウ 設立当初の役員の数、定数の規定の範囲内である		
	エ 設立当初の役員の任期が、2年以内となっている		
	オ 設立当初の事業計画及び活動予算について、不適当な記載がない		
	カ 設立当初の事業年度は、定款に定める事業年度と整合がとれている		
	キ 社員についての設立当初の入会金や会費の額が、不当ではないと認められる		
(18)その他の記載事項	ア その他の記載事項について、不適当な記載がない		
(その他特記事項等)			

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
3 役員名簿	(1) 提出がある 必要部数提出されている (2) 理事3人以上、監事1人以上の氏名及び住所又は居所の記載がある (3) 各役員の氏名及び住所又は居所は、それぞれの「住所又は居所を証する書面」又は住民基本台帳ネットワークの記載内容と一致している (4) 各役員の氏名は、定款の附則の設立当初の役員の氏名と一致している (5) 記載された役員数は、定款の定める定数内である (6) 監事が理事を兼ねていない (7) 報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下である (8) 報酬を受ける者がいない場合には、その旨を記載したものが提出されている		
4 就任承諾書及び誓約書	(1) 提出がある（各役員について提出されている） (2) 氏名及び住所又は居所は、役員名簿の記載内容と一致している (3) 理事と監事の別が、役員名簿の記載と一致している (4) 誓約すべき事項は、法の規定に合致している（法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないこと）		
5 役員の住所又は居所を証する書類	(1) 提出がある（各役員について提出されている） ※住民基本台帳ネットワーク利用者は、省略可 (2) 原本である (3) 住民票の写し、外国人登録済証明書以外の書類の場合、その書類は「住所又は居所を証する権限のある官公署が発給するもの」である (4) (3)は、申請の日前6ヶ月以内に作成されたものである (5) 外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした訳文が添付されている		
6 社員のうち10名以上の者の名簿	(1) 提出がある (2) 社員10名以上の氏名及び住所又は居所が記載されている (3) 法人（又は団体）の場合、法人名（又は団体名）及び代表者の氏名がある 住所は、法人（又は団体）の事務所のものである		
(その他特記事項等)			

判断. 確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
7 確認書	(1) 提出がある (2) 原本である (3) 適正な場で確認が行われている (4) 確認すべき事項は、法の規定に合致している (法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号の規定に該当すること) (5) 設立代表者の氏名及び住所又は居所は、役員名簿と整合がとれている		
8 設立趣旨書	(1) 提出がある 必要部数提出されている (2) 原本である (3) 設立代表者の氏名及び住所又は居所は、役員名簿と整合がとれている (4) 法人設立の趣旨が記載されている (5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行う旨の記載がない(法第3条第1項) (6) 特定の政党のために利用する旨の記載がない(法第3条第2項) (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする旨の記載がない(法第2条第2項第2号イ) (8) 政治上の主義を推進し、これを支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする旨の記載がない(法第2条第2項第2号ロ) (9) 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする旨の記載がない(法第2条第2項第2号ハ) (10) 暴力団、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある団体である旨の記載がない(法第12条第1項第3号) (11) 他の法令に抵触する記載がない		
(その他特記事項等)			

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
9 設立の意思の決定を証する議事録の謄本	(1) 提出がある		
	(2) 開催日時、場所、出席者数、審議事項、議事の経過、議決の結果等についての記載がある		
	(3) 法人設立の意思の決定が行われている		
	(4) 定款、役員、事業計画、活動予算等の議案が、否決されていない		
	(5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行う旨の記載がない(法第3条第1項)		
	(6) 特定の政党のために利用する旨の記載がない(法第3条第2項)		
	(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする旨の記載がない(法第2条第2項第2号イ)		
	(8) 政治上の主義を推進し、これを支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする旨の記載がない(法第2条第2項第2号ロ)		
	(9) 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする旨の記載がない(法第2条第2項第2号ハ)		
	(10) 暴力団、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員等の統制の下にある団体である旨の記載がない		
	(11) 定款との整合がとれている		
	(12) 他の法令に抵触する記載がない		
(その他特記事項等)			

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
10 設立当初及び翌事業年度の事業計画書	<p>(1) 提出がある（翌事業年度分も提出されている）必要部数提出されている</p> <p>(2) 設立当初の事業年度は、適当である（定款附則の「設立当初の事業年度」の期間と一致させる）</p> <p>(3) その他の事業を行う場合、特定非営利活動に係る事業と区分されている</p> <p>(4) 定款に「その他の事業」の記載があり、かつ、当面「その他の事業」を行わない場合、そのことが明らかである</p> <p>(5) 特定非営利活動に係る個々の事業について、それぞれ受益対象者の範囲が明らかである</p> <p>(6) 全ての事業が、定款で定める目的の範囲内であると認められる</p> <p>(7) 特定非営利活動に係る事業として記載されているものの中に、事業計画書上、内容が不明又は不適當なもの（明らかにその他の事業に当たる事業が記載されている等）はない</p> <p>(8) その他の事業として記載されているものの中に、事業計画書上、内容が不明又は不適當なものはない</p> <p>(9) 特定非営利活動に係る事業を主たる目的として行うものと認められる（法第2条第2項）</p> <p>(10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とした事業が、主たる事業となっていない（法第2条第2項第2号イ）</p> <p>(11) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした事業が、主たる事業となっていない（法第2条第2項第2号ロ）</p> <p>(12) 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業を行う旨の記載がない（法第2条第2項第2号ハ）</p> <p>(13) 営利を目的とする旨の記載がない（法第2条第2項第1号）</p> <p>(14) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行う旨の記載がない（法第3条第1項）</p> <p>(15) 特定の政党のために利用する旨の記載がない（法第3条第2項）</p> <p>(16) 他の法令に抵触する記載がない</p>		
(その他特記事項等)			

判断・確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
11 設立当初及び翌事業年度の活動予算書	(1) 提出がある（翌事業年度）分も提出されている 必要部数提出されている (2) 設立当初の事業年度は、適当である（定款附則の「設立当初の事業年度」の期間と一致させる） (3) その他の事業を行う場合、それぞれ特定非営利活動に係る事業の会計と区分して経理されている (4) 定款に「その他の事業」の記載がある場合、当面「その他の事業」を行わない場合でも、会計の予算書が作成されている (5) 不適当な科目はない 【例】収入の部：設立当初の事業年度の「前期繰越金」 支出の部：配当金、A政党への助成金、B氏への寄付金 (6) 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下である (7) 設立当初の事業年度と翌事業年度の予算書が連結している（初年の「次期繰越正味財産額」と翌年の「前期繰越正味財産額」が一致している） (8) その他の事業は、正当な理由のない限り、利益が上がるものと認められる（設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと） (9) その他の事業の利益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられている (10) 「定款」、「事業計画書」と整合がとれている（「事業費」の合計額と、事業計画書の「事業費の予算額」の合計額が一致している） (11) 計算ミス等の過誤がない		
(その他特記事項等)			

特定非営利活動法人の設立の認証申請団体プロフィール票

項 目	内 容										
1 名称	特定非営利活動法人										
2 主たる事務所の所在地											
3 その他の事務所の所在地											
4 代表者											
5 目的											
6 活動の種類	(1) (2) (3) ・ ・										
7 事業の種類	特定非営利活動に係る事業 (1) (2) (3) ・ ・ その他の事業 (1) (2) ・										
8 申請理由											
9 組織体制	1 役員 2 組織										
10 設立総会、認証申請等のスケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R .</th> <th>R .</th> <th>R .</th> <th>R .</th> <th>R .</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	R .	R .	R .	R .	R .					
R .	R .	R .	R .	R .							
11 財政規模	設立当初の事業年度(令和 年度) 1 特定非営利活動にかかる事業 円 2 その他の事業 円 翌事業年度(令和 年度) 1 特定非営利活動にかかる事業 円 2 その他の事業 円										
12 参考事項											

認証・不認証決定要領（38-41）

- 1 形式審査、内容審査の結果を踏まえ、申請書を受理した日から45日以内（許認可等標準処理日数規程）を目処として、認証・不認証の決定の判断を行う。
不認証の場合は、その理由を相手方に通知する必要があるため、理由を文書で整理する。
- 2 内部で決定伺いを取る（別紙8～12、13～15参照）。
決定伺いには、審査票（事項別、書類別）、認証申請団体プロフィール票を添付する。
- 3 決裁後、設立認証申請書（公印を押印したもの）の写しをとる。（「認証に関する書類の写し」は閲覧書類となる。）
- 4 申請者に手交又は郵送するとともに、本庁に通知する（別紙12～15参照）。

認証事務移譲先の市町村

全県の取りまとめのため、認証書の写し（又は不認証通知の写し）を県庁に送付願います。

(別紙8)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	NPO 設立認証	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号				
文書日付				
起案 所属 職・氏名	令和 年 月 日 電話		通数	
標題 特定非営利活動法人の設立の認証について（伺い）				
このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたが、審査の結果、特定非営利活動促進法第12条各号に適合すると認められますので、認証してよろしいか伺います。 また、御決裁の上は、案の1により申請者宛て、案の2により環境生活部長宛て通知してよろしいか併せて伺います。				
要旨 1 申請のあった年月日 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的				
(回議)				
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査	課員
(決裁後回覧)				
主査 課員				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

岩 手 県

(別紙9)

第 号
令和 年 月 日

(申請者住所)
(申請者氏名)

様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立の認証について

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立については、別添のとおり認証されたので通知します。

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

特定非営利活動法人設立認証書

(申請者住所)

(申請者氏名)

様

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり認証します。

令和 年 月 日

岩手県知事 〇〇 〇〇

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(別紙11～設立認証書に同封)

認証書の交付を受けられた方へ

1 設立の登記をしてください。

認証書の交付を受けた日から2週間以内に、法務局において特定非営利活動法人の設立の登記をしてください。

登記の仕方については、手引き（P157）を参照してください。

2 設立の登記をされた後、速やかに〇〇局へ以下の書類を提出してください。（手引きP11参照）

- (1) 設立登記完了届出書〔1部〕
- (2) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕
- (3) 設立に関する書類（登記事項証明書）の写し〔2部〕
- (4) 設立の時の財産目録〔3部〕

3 法人を運営する上では、NPO法に定める書類の作成や事務所への備え置き（手引きP13参照）のほか、所轄庁、法務局・税務署、労働基準監督署、公共職業安定所等（特定非営利活動法人制度の手引きP157-174参照）へ各種手続が必要となります。御確認ください。

(別紙12)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の設立の認証について
このことについて、次のとおり認証しましたので、通知します。

記

- 1 認証年月日
令和 年 月 日
- 2 認証した特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

(別紙13)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	NPO 設立認証	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号				
文書日付				
起案 所属 職・氏名	令和 年 月 日 電話		通数	
標題 特定非営利活動法人の設立の不認証について（伺い）				
<p>このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたが、審査の結果、別記の理由により特定非営利活動促進法第12条第1項第 号に適合しないと認められますので、不認証とすることとしてよろしいか伺います。</p> <p>また、御決裁の上は、同法第12条第3項に基づき、案の1により申請者宛て、案の2により環境生活部長宛てそれぞれ通知してよろしいか併せて伺います。</p>				
要旨 1 申請のあった年月日 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 3 不認証とする理由 別記のとおり。				
(回議)				
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査	課員
(決裁後回覧)				
主査 課員				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

岩 手 県

(別記)

理 由

1 ○○○○○、・・・・・・・・

2 △△△△△、・・・・・・・・

3 □□□□□、・・・・・・・・

4 以上から、特定非営利活動促進法第12条第1項第○号に適合しないと認められること。

(申請者住所)
(申請者氏名)

様

岩手県知事 ○○ ○○

特定非営利活動法人○○○○の設立の不認証について

先に申請のありました特定非営利活動法人の設立の申請については、次の理由により認証されませんので、特定非営利活動促進法第12条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 理由
 - (1) ○○○○○、・・・・・・・・
 - (2) △△△△△、・・・・・・・・
 - (3) □□□□□、・・・・・・・・
 - (4) 以上から、特定非営利活動促進法第12条第1項第○号に適合しないと認められること。

担当：○○部○○課 ○○○
内線：○○○○

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の設立の不認証について

先に申請のあった特定非営利活動法人の設立の申請については、次の理由によりこれを不認証としたので通知します。

記

- 1 決定年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 理由
 - (1) 〇〇〇〇〇、・・・・・・・・
 - (2) △△△△△、・・・・・・・・
 - (3) □□□□□、・・・・・・・・
 - (4) 以上から、特定非営利活動促進法第12条第1項第〇号に適合しないと認められること。

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

設立登記の確認及び設立に係る書類の閲覧要領（42-44）

- 1 県が認証した後、申請者は2週間以内に登記を行い、所轄庁に対して、設立登記完了届出書と併せて、設立に係る閲覧書類を提出することとなっている。

提出書類	部数
設立登記完了届出書（様式第3号）	1
登記事項証明書	1
登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）	2
設立の時の財産目録	3

※ 手引き P11参照

- 2 書類の提出があった場合、内容を確認し、閲覧伺い(別紙16参照)を取る。

閲覧書類
定款（※ 申請時提出）
役員名簿（※ 申請時提出）
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（※ 申請時提出）
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※ 申請時提出）
設立の時の財産目録
認証に関する書類の写し（※ 認証時写しを保管）
登記に関する書類の写し

- 3 決裁後、2の閲覧書類をバインダーに1部綴じ込み、バインダーの背表紙に団体名を記載し、閲覧の申し出に備える（別紙18参照）。

- 4 閲覧の申し出があった場合、関係書類を閲覧に供するとともに、閲覧申込書への記入を依頼する（別紙19参照）。

謄写の申し出があった場合は、「特定非営利活動法人等の閲覧書類の謄写に関する事務取扱要綱」に基づき、閲覧文書の写しを交付する。

※ 特定非営利活動促進法の改正により、令和3年6月9日以降、個人の住所及び居所については閲覧の対象から除外されました。閲覧又は謄写の申し出があった際は、当該情報について一切閲覧させないようにしてください。

- 5 本庁に閲覧書類1部を郵送する。
本庁では、送られた書類を同様にバインダーに綴じ込み、閲覧の申し出に備える。

認証事務移譲先の市町村

- ・ 県庁での情報公開等のため、設立の時の財産目録及び登記に関する書類の写しを各1部県庁に送付願いたいこと。

6 その他

- (1) 2週間以内に登記手続を終えられなかったことが判明した場合、また、登記内容が認証内容に一致しないことが確認された場合は、経緯、理由等を申請者に確認する。
- (2) 設立登記後の届出書が提出されない場合には、当該法人に対して、電話による確認と催促を行う。
- (3) 認証後、6ヶ月間未登記の団体については、認証の取り消しについて検討する（事務処理要領〔監督関係〕 p28～参照）。

(別紙17)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の設立に係る閲覧用書類の送付について
このことについて、次の認証に係る閲覧用書類を別添のとおり送付します。

記

- 1 認証年月日
- 2 認証した特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

特定非営利
活動法人
閲覧書類

法人名

特定非営利活動法人○○○○

閲覧される方は、よろしければ
閲覧年月日、住所、氏名を記入
してください

閲覧申込書

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

法人名

法人情報の提供依頼

特定非営利活動促進法（平成10年法第7号。以下「法」という。）では、特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである」との考えにより、法人の情報公開の規定がおかれています。

法の仕組みをより有効に機能させ、NPO法人の情報を積極的に公開することで、県民のNPOへの理解の促進を図るため、情報公開を徹底しています。

1 NPO法人に対するの協力依頼・説明

法人が事務所の所在地、代表者、電話番号を変更した場合

届出や申請書の提出があった際に随時、ポータルサイト等の情報を変更していますが、データの変更を急ぐ場合は、随時若者女性協働推進室にメール又はファックスで連絡すること。

※ 法人宛て文書の発送時に支障を来たしますので、随時お知らせください。

2 認証事務に携わる広域振興局等の情報共有

認証申請時の情報、認証事務に関する照会は、NPO照会回答集（※）を活用し、県内において法の統一的な解釈・運用がなされるよう努めること。

※ 以下のネットワークコンピュータに格納

¥¥k000008¥C_若者女性公¥03_NPO¥NPO法人制度事務処理要領・照会回答

また、所轄庁に寄せられたNPO法人についての市民からの情報は、その法人を所管する広域振興局等に適宜情報を提供すること。

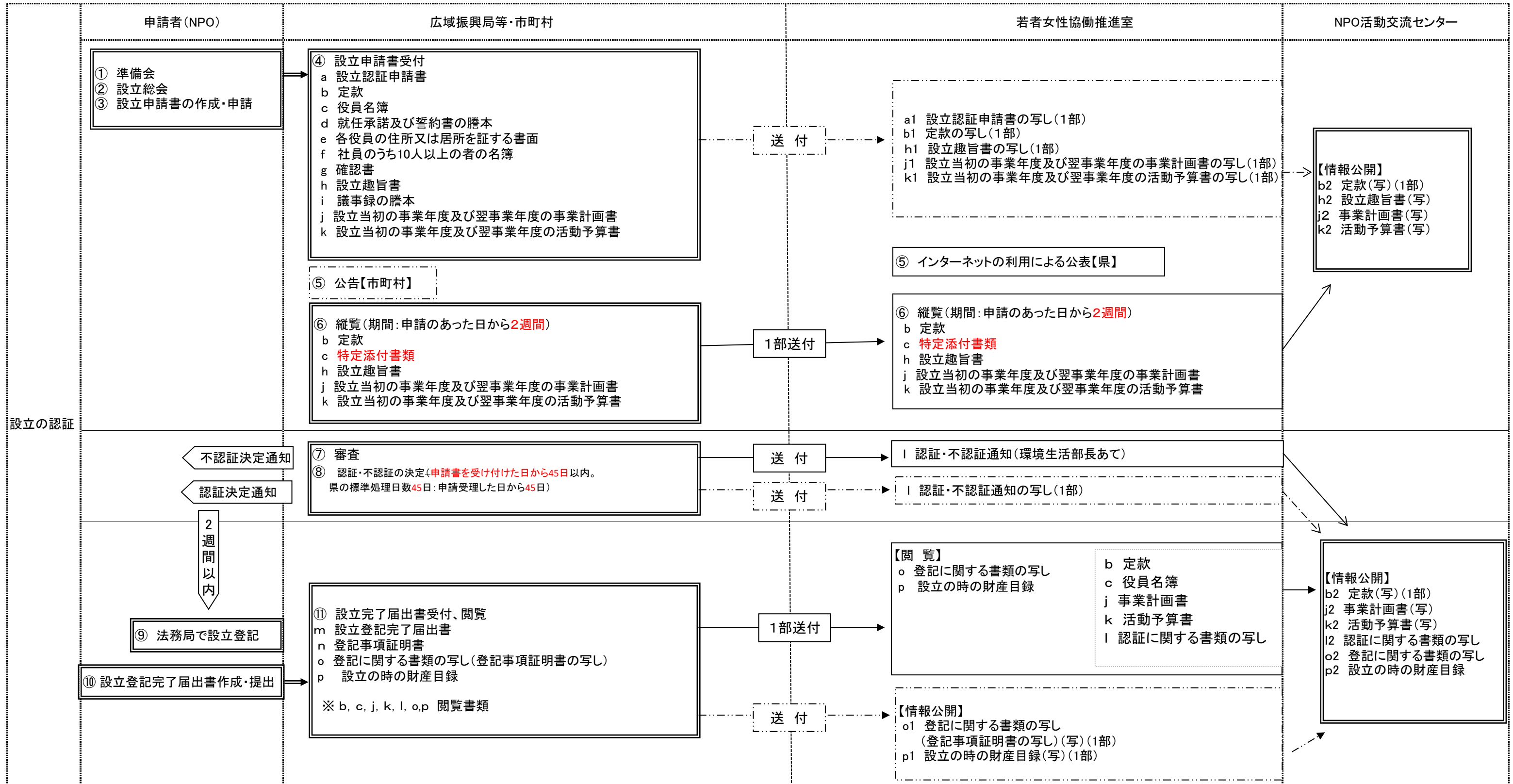
NPO活動交流センターへの相談内容については、相談者の了解が得られた場合は、若者女性協働推進室から、関係する広域振興局等に対して適宜連絡する。

認証事務移譲先の市町村

認証にあたって疑義がある場合は、各広域振興局、宮古・大船渡・二戸地域振興センター又は若者女性協働推進室に連絡をいただきたいこと。

事務処理の流れ

—— : 県・市町村共通 ——— : 県のみ - - - : 市町村のみ



特定非営利活動法人制度事務処理要領

定款の変更の認証関係

令和 5 年 4 月

岩手県環境生活部

目 次

形式審査要領	1
縦覧・公告又はインターネットの利用による公表要領	2
内容審査要領	7
認証・不認証要領	8
定款の変更後の書類の閲覧要領	1 8
法人移管要領（所轄庁の変更がない場合）	2 3
法人移管要領（所轄庁の変更が伴う場合）	2 7
事務処理の流れ	3 8

認認証事務移譲先の市町村について

- 1 様式等—各市町村の規則等によること。
- 2 起案例—知事名、局長名を市町村長等に読み替えて参考にしてくださいもの。
・県の窓口—各広域振興局、宮古・大船渡・二戸地域振興センター

形式審査要領

- 1 申請者から法人の定款変更認証申請書の提出があった場合は、次の種類の書類が必要部数提出されているかを確認する。

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認する。申請者に対しては、「仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされたとしても、これに認証の効力が及ぶものではない」旨説明すること。

※手引き P18参照

提出書類 ※所轄庁の変更を伴う定款変更の場合は、役員名簿、確認書、事業実績報告書等も提出	部数	手引き 参照 ページ
定款変更認証申請書(様式第5号)	1	81
定款変更を議決した議事録の謄本	1	143 (117)
変更後の定款	3	96～109
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	3	120
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	3	123～124

※ 行政手続法(条例)上は、「申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、・・・補正を求め・・・」とありますが、申請受付してすぐ縦覧開始となるため、NPO法の趣旨を鑑み、形式審査をする。

- 2 1が確認された場合は、申請書を受け付ける。
「申請書受付日」(郵送された場合は、申請書が到達した日)が、法第10条第2項第1号の「申請のあった年月日」＝「縦覧開始日」となる。

- 3 1、2の確認の後、縦覧に供した後に申請書類に不備が判明した場合は、条例で定める軽微なもの(※)である場合は、申請書受付日から1週間の間に限り、補正を求め認証する。

当該不備が認証の可否に影響がある事項又は軽微な事項であっても1週間を経過した場合は、取下げの打診をし、これに応じない場合は不認証の通知を行う。

NPO法では、「申請のあった年月日」から縦覧開始となっており、縦覧開始日が公告日から始まる他の法令と性質を異にしている。公開期間中に情報の内容を差し替えることは、法定縦覧期間を満たさないことになり、市民への情報提供の制度趣旨に反するため、補正は、ごく軽微なものに限って認めるものである。

※ 客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のもの。

縦覧・インターネットの利用による公表要領

- 1 申請書を受領した後、縦覧書類(変更後の定款、事業計画書、活動予算書)をバインダーに1部綴じ込む。
- 2 バインダーの背表紙に団体名、縦覧期間を記載する(別紙1参照)。
縦覧期間は、「申請書受付日」から2週間とする。
※ 初日不算入で計算するので、2週間の縦覧期間とは、2月1日に申請書を受け付けした場合、2月1日から2月15日までとなる。
- 3 バインダーを課内に配架する。
- 4 縦覧申込書を用意し、縦覧の申し出があった場合、任意で記入を依頼する(別紙2参照)。
- 5 縦覧兼公表依頼(別紙3、4参照)について起案する。
- 6 決裁後、本庁に縦覧書類1部を郵送する。
本庁では、送られた書類を同様にバインダーに綴じ込み、課内に配架する。
- 7 決裁後、本庁に依頼文書を送付する。
受け付け後、3日以内に処理すること。
※ 認証申請の公表については、特定非営利活動促進法の改正により、令和3年6月9日から、原則インターネットの利用による公表することとされているもの。

認証事務移譲先の市町村

- ・全県取りまとめのため、定款変更認証申請書の写しを1部県庁に送付願いたいこと。
- ・公表等は、各市町村の規則等に基づいて行うこと。

(別紙1)

特定非営利
活動法人の
定款の変更
の認証申請
に係る
縦覧書類

法人名

特定非営利活動法人

(別紙4)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に伴う縦覧書類等について
このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請がありましたので、
縦覧用の関係書類を送付します。

記

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 定款の変更内容

※申請書の写し（受付印を押したもの）も添付すること
**※押印のない書類が提出された場合は、本人確認の実施方法
等を追記すること**

担当：〇〇部〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

内容審査要領

1 公告、縦覧の手続が終了した後は、提出された書類の内容が法の要件に該当しているか、次により審査する。

(1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本について
法第25条第2項の要件を満たしているか。

(2) 変更後の定款の変更箇所について
変更箇所の変更内容は、法の要件に該当しているか。
(必要に応じて、設立の認証申請の際の事項別審査票、書類別審査票を準用)

(3) 法人の目的、特定非営利活動の種類及び事業に係る変更について
具体的かつ明確に記載されるとともに、目的、特定非営利活動の種類及び事業並びに事業計画書の整合性がとれていることを確認すること。

※ 要件審査にあたっては、『岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について』（平成22年11月1日岩手県政策地域部長通知）を参考にする。

2 審査は原則、書面のみで行うこととされているので、書類のみから確認・判断できず、これを補うために申請者等に照会等を行う場合は、事情を説明して行う。

また、照会は電話等によることとして文書では行わず、また、その結果は、電話（口頭）受付票に残しておく。

認証・不認証決定要領

- 1 形式審査、内容審査の結果を踏まえ、**申請書等を受け付けた日から45日以内**（許認可等標準処理日数規程）を目処として、認証・不認証の決定の判断を行う。
不認証の場合は、その理由を相手方に通知する必要があるため、理由を文書で整理する。
- 2 内部で決定伺いを取る（別紙5～9、10～12参照）。
- 3 決裁後、申請者に手交又は郵送するとともに、本庁に通知する（別紙9、12参照）。

【参考】

登記官によっては、法人が登記する際に、認証した定款の変更箇所について確認を求められることがあります。必要に応じて、認証書に申請書の写し（県の受付印を押したもの）を添付することで対応してください。

認証事務移譲先の市町村

全県の取りまとめのため、認証書の写し（又は不認証通知の写し）を県庁に送付願います。

(別紙5)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	NPO 設立認証	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号				
文書日付				
起案 所属 職・氏名	令和 年 月 日 電話		通数	
標題 特定非営利活動法人の定款の変更の認証について（伺い）				
<p>このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請がありましたが、審査の結果、特定非営利活動促進法第25条第5号において準用する同法第12条第1項各号の規定に適合すると認められますので、認証してよろしいか伺います。</p> <p>また、御決裁の上は、案の1により申請者宛て、案の2により環境生活部長宛て通知してよろしいか併せて伺います。</p>				
要旨 1 申請のあった年月日 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 3 定款の変更内容				
(回議)				
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査	課員
(決裁後回覧)				
主査 課員				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

岩 手 県

(別紙6)

第 号
令和 年 月 日

(申請者住所)
(申請者氏名)

様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款の変更の認証について

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款の変更については、別添
のとおり認証されたので通知します。

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

(別紙7)

岩手県指令 第 号

特定非営利活動法人定款変更認証書

(申請者住所)

(申請者氏名)

様

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、申請のとおり認証します。

令和 年 月 日

岩手県知事 〇〇 〇〇

(別紙 8～定款変更認証書に同封)

認証書の交付を受けられた方へ

1 定款の変更事項が登記事項に当たる場合、認証書の交付を受けた日から主たる事務所の所在地では 2 週間以内に、その他の事務所の所在地では 3 週間以内に、その所在地の法務局において、変更の登記をしてください。

登記の仕方については、手引き (P 157) を参照してください。

2 変更の認証を受けた後、速やかに〇〇局へ以下の書類を提出してください。

(1) 定款の変更の登記完了提出書 (様式第 7 号) [1 部]

(2) 登記事項証明書 [1 部]

(3) 登記に関する書類の写し (登記事項証明書の写し) [2 部]

3 法人は、事業報告書等のほか、定款、定款変更に係る認証若しくは登記に関する書類の写し等の閲覧請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければなりません。

(手引き P 13 参照)

(別紙9)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の定款の変更の認証について
このことについて、次のとおり認証しましたので、通知します。

記

- 1 認証年月日
令和 年 月 日
- 2 認証した特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 定款の変更内容

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

(別紙10)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	NPO 設立認証	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号				
文書日付				
起案 所属 職・氏名	令和 年 月 日 電話		通数	
標題 特定非営利活動法人の定款の変更の不認証について（伺い）				
このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請がありましたが、審査の結果、別記の理由により特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第12条第1項第 号の規定に適合しないと認められますので、不認証とすることとしてよろしいか伺います。 また、御決裁の上は、同法第25条第5項において準用する同法第12条第3項の規定に基づき、案の1により申請者宛て、案の2により環境生活部長宛てそれぞれ通知してよろしいか併せて伺います。				
要旨 1 申請のあった年月日 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 3 不認証とする理由 別記のとおり。				
(回議)				
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査	課員
(決裁後回覧)				
主査 課員				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

岩 手 県

(別記)

理由

1 ○○○○○、・・・・・・・・

2 △△△△△、・・・・・・・・

3 □□□□□、・・・・・・・・

4 以上から、特定非営利活動促進法第12条第1項第○号の規定に適合しないと認められること。

(別紙11)

第 号
令和 年 月 日

(申請者住所)
(申請者氏名)

様

岩手県知事 ○○○○

特定非営利活動法人の定款の変更の不認証について

先に申請のありました特定非営利活動法人の定款の変更の申請については、次の理由により認証されませんので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第12条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 定款の変更内容
- 4 理由
 - (1) ○○○○○、・・・・・・・・
 - (2) △△△△△、・・・・・・・・
 - (3) □□□□□、・・・・・・・・
 - (4) 以上から、特定非営利活動促進法第12条第○号に適合しないと認められること。

担当：○○部○○課 ○○○
内線：○○○○

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の設立の不認証について

先に申請のあった特定非営利活動法人の定款の変更の申請については、次の理由によりこれを不認証としたので通知します。

記

- 1 決定年月日
- 2 不認証とした特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 定款の変更内容
- 4 理由
 - (1) 〇〇〇〇〇、・・・・・・・・
 - (2) △△△△△、・・・・・・・・
 - (3) □□□□□、・・・・・・・・
 - (4) 以上から、特定非営利活動促進法第12条第1項第〇号に適合しないと認められること。

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

定款の変更後の書類の閲覧要領

- 1 届出のみで足りる事項に係る定款変更（軽微な変更）をした場合、法人の代表者は所轄庁に対して当該変更に係る届出をすることとなっている。

提出書類	部数	参照ページ
定款変更届出書（様式第6号）	1	P83
当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1	P143
変更後の定款	3	P96～109

※ 手引き P18参照

- 2 定款の変更に伴い登記をした場合、法人の代表者は遅滞なく、所轄庁に対して、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出することとなっている。

提出書類	部数	参照ページ
定款の変更の登記完了提出書（様式第7号）	1	P84
登記事項証明書	1	—
登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）	2	—

※ 手引き P21参照

- 3 1の書類（登記事項の場合は1及び2の書類）の提出があった場合、内容を確認し、閲覧（別紙13、14参照）について起案する。

閲覧書類	
変更後の定款（※ 認証を要する事項の場合は申請時提出）	閲覧書類の最新化
認証に関する書類の写し（※ 認証を要する事項の場合のみ。認証時写しを保管。）	
登記に関する書類の写し	

- 4 決裁後、3の閲覧書類を、既に法人の設立の際に用意している閲覧用バインダーに1部綴じ込み、閲覧の申し出に備える。

なお、3の書類を閲覧に供した場合は、最新のもの以外の同書類については、閲覧書類から除く。

- 5 閲覧の申し出があった場合、関係書類を閲覧に供するとともに、閲覧申込書への記入を依頼する。

謄写の申し出があった場合は、「特定非営利活動法人の閲覧書類の謄写に関する事務取扱要綱」に基づき、閲覧文書の写しを交付する。

- 6 本庁に閲覧書類1部を郵送する。

本庁では、送られた書類を同様にバインダーに綴じ込み、閲覧の申し出に備えるとともに内閣府ポータルサイトにおいて公開する。

認証事務移譲先の市町村

県庁での情報公開等のため、変更後の定款及び登記に関する書類の写しを各1部県庁に送付願いたいこと。

(別紙13)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	NPO 設立認証	決裁年月日	公印承認	発送年月日		
文書番号						
文書日付						
起案 所属 職・氏名	令和 年 月 日 電話		通数			
標題 特定非営利活動法人の定款の変更に係る関係書類の閲覧について（伺い） このことについて、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定に基づく定款の変更の登記完了提出書等、関係書類が提出されました。 【登記を要しない軽微な変更の場合：このことについて、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定に基づく定款変更届出書等、関係書類が提出されました。】 つきましては、特定非営利活動促進法第30条の規定に基づき、当該関係書類を閲覧に供することとしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、次案により環境生活部長宛て関係書類を送付することとしてよろしいか併せて伺います。						
要旨 <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 【認証を要する事項の場合】 1 認証年月日 2 認証した特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 3 定款の変更内容 </td> <td style="vertical-align: top;"> 【軽微な変更の場合】 1 定款変更した特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 2 定款の変更内容 </td> </tr> </table>					【認証を要する事項の場合】 1 認証年月日 2 認証した特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 3 定款の変更内容	【軽微な変更の場合】 1 定款変更した特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 2 定款の変更内容
【認証を要する事項の場合】 1 認証年月日 2 認証した特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 3 定款の変更内容	【軽微な変更の場合】 1 定款変更した特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的 2 定款の変更内容					
(回議) 局長 ○○○○部長 ○○○○課長 主査 課員 <div style="text-align: right;"> (決裁後回覧) 主査 課員 </div>						
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()					
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()					

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の定款の変更に係る閲覧用書類の送付について
このことについて、次の定款変更に係る閲覧用書類を別添のとおり送付します。

記

【認証を要する事項の場合】

- 1 認証年月日
- 2 認証した特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 3 定款の変更内容

【軽微な変更の場合】

- 1 定款変更した特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 定款に記載された目的
- 2 定款の変更内容

担当：〇〇部〇〇課 〇〇〇
内線：〇〇〇〇

特定非営利
活動法人
閲覧書類

法人名

特定非営利活動法人
○○○○

閲覧される方は、よろしければ
閲覧年月日、住所、氏名を記入
してください

閲覧申込書

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

法人名

法人移管要領（所轄庁の変更を伴わない場合：県内での移動）

次のケースでは、県内で法人の移管が生じます。

- ①法人の主たる事務所の所在地が、所管外（他の広域振興局等）に移る場合
→移管先：変更後の主たる事務所の所在地を所管する局等
- ②認証事務移譲先の市町村のみに事務所を持つ法人が、当該市町村以外にその他の事務所を持つ場合 →移管先：各広域振興局等
- ③主たる事務所を認証事務移譲先の市町村に、その他の事務所を当該市町村以外に有する法人が、事務所を当該市町村のみに集約した場合 →移管先：当該市町村

1 事務所の所在地変更のみの場合

定款変更届出書が、事務所所在地が移る前の管轄局（市町村）に提出されます。

提出書類	部数	手引き参照ページ
定款変更届出書(様式第6号)	1	P 83
定款変更を議決した議事録の謄本	1	P 143
変更後の定款	3	P 96～109

※ 手引き P 18参照

- (1) 明らかな間違い、記載不備等がないか確認する。法人に対しては、認証等の窓口が変わることを説明する。
- (2) 移管（別紙17、18、19）について起案する。
- (3) 決裁後、当該法人に係る全ての書類を移管先に送付するとともに、本庁に通知する。
※ 県内の移動の場合届出で足り、登記まで短期間で終了することが可能であることから、移管に伴う書類の引継については、登記の完了届出書の提出を待って行うこと。

2 事務所の所在地変更を含む定款変更認証申請がある場合

- (1) P 1 の形式審査を行う。法人に対しては、認証等の窓口が変わることを説明する。
- (2) 移管（別紙17、18、19）について起案する。
- (3) 決裁後、当該法人に係る全ての書類を移管先に送付するとともに、本庁に通知する。
※県内で法人の移管が発生する場合、原則として定款変更の認証申請と届出を別で提出すること。なお、NPO法人から一括で申請された場合は、申請者に対し認証に係る日数等を説明した上で手続きを進めること。

変更後の所管局

縦覧・公告手続から行う。（P 2～）

変更後の所管局が認証を行う。

申請書受け付け後、1週間以内に、本庁へ縦覧手続依頼が届くように処理すること。

認証事務移譲先の市町村

変更後に所管が認証事務移譲先の市町村に移る場合は、当該市町村において縦覧手続を行います。

(別紙18)

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇局長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の移管手続について

このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の住所変更等に伴い、貴局に所管が移りますので、同法人に係る書類を送付します。

記

- 1 届出（申請）のあった年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 定款変更届出書（定款変更認証申請書）
 - (2) その他認証申請時からの書類一式

担当：〇〇〇部〇〇〇課 〇〇

内線：〇〇〇〇

(別紙19)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の移管手続について

このことについて、次のとおり特定非営利活動法人の住所変更等に伴い、〇〇〇局に所管が移りますのでお知らせします。

記

- 1 届出（申請）のあった年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地

※申請書の写し（受付印を押したものを）を添付すること

担当：〇〇〇部〇〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

法人移管要領（所轄庁の変更が伴う場合：岩手県外に移動）

法人の主たる事務所の所在地が岩手県外に移る場合は、新たな所轄庁に対して、当該法人の定款変更認証申請書の提出と定款変更認証後の法人書類の移管が生じます。

→移管先：変更後の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県

※ 定款変更の認証申請書が、変更前の所轄庁に提出されます。手引き P 20参照

提出書類 ※変更後の所轄庁の様式	部数 (本県の場合)	参照ページ (本県の場合)
定款変更認証申請書（様式第 5 号）	1	P 81
定款変更を議決した議事録の謄本	1	P 143
変更後の定款	3	P 96～109
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	3	P 120
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	3	P 123～124
役員名簿	3	P 112
確認書	1	P 115
直近の法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿） ※事業報告書等の作成前は、事業計画書、活動予算書、設立当初の財産目録。	1	P 126～142

(岩手県外に移る場合)

- 1 定款変更認証申請書の提出があった場合は、変更後の所轄庁の様式に基づいているか、必要部数提出されているか確認する。
法人に対しては、所轄庁の変更に伴う定款変更認証までの流れについて説明する。
 - (1) 県から定款変更認証申請書を変更後の所轄庁である都道府県に提出。
 - (2) 認証・不認証の決定について、変更後の所轄庁から岩手県及び法人に対して通知が届く。
 - (3) 認証の決定があった場合は、岩手県を**経由して**変更後の所轄庁に対して、法人書類を送付する。
- 2 本庁に対する定款変更認証申請書の送付（別紙20、21）について起案する。
決裁後、別紙21と提出書類を本庁に送付する。
- 3 本庁は、変更後の所轄庁に対する定款変更認証申請書の送付（別紙22、23）について起案する。
決裁後、別紙23と提出書類を変更後の所轄庁に提出する。
- 4 本庁は、変更後の所轄庁からの認証・不認証の決定通知を受ける。
本庁は、変更後の所轄庁からの決定通知を、所管する広域振興局長等に送付する。本庁は写しを保管。
- 5 広域振興局等は、法人移管（別紙24、25）について起案する。
決裁後、別紙25と当該法人に係る全ての書類を本庁に送付する。
- 6 本庁は、変更後の所轄庁に対する移管（別紙26、27）について起案する。
決裁後、別紙27と当該法人に係る全ての書類を変更後の所轄庁に送付する。

認証事務移譲先の市町村

他の都道府県との事務の窓口は、本庁1ヶ所としていますので、書類を県庁に送付願います。

(別紙20)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	NPO 設立認証	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号				
文書日付				
起案 所屬 職・氏名	令和 年 月 日 電話		通数	
標題 所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請書の送付について（伺い）				
このことについて、次のとおり所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請書が提出されました。 法第26条に基づき、定款変更認証申請書は、本県から変更後の所轄庁である〇〇〇都道府県に送付することとされています。 つきましては、次案により、環境生活部長に対し、申請書等を送付してよろしいか伺います。				
要旨 1 申請のあった年月日 2 特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 3 定款の変更内容 ※内閣府及び他都道府県との事務の窓口は、本庁が行う。				
(回議)				
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査	課員
(決裁後回覧)				
主査 課員				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

岩 手 県

環境生活部長 様

〇〇〇長

所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請について

このことについて、次のとおり特定非営利活動法人から、所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請書の提出がありましたので、〇〇〇都道府県に申請書及び添付書類を送付願います。

記

- 1 申請のあった年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称
- 3 設立認証年月日
- 4 送付する書類
 - (1) 定款変更認証申請書
 - (2) 添付書類
 - ア 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
 - イ 変更後の定款
(ウ 当該年度及び翌事業年度の事業計画書)
(エ 当該年度及び翌事業年度の活動予算書)
 - オ 役員名簿
 - カ 確認書
 - キ 直近の事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は、設立の時の財産目録）

※様式・部数等変更後の所轄庁の条例・規則等に基づくこと

担当：〇〇〇局〇〇〇部〇〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

〇〇〇都道府県知事 様

岩手県知事〇〇〇〇

所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請について

このことについて、次のとおり特定非営利活動法人から、所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請書の提出がありましたので、申請書及び添付書類を送付します。

記

- 1 申請のあった年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称
- 3 設立認証年月日
- 4 送付する書類
 - (1) 定款変更認証申請書
 - (2) 添付書類
 - ア 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
 - イ 変更後の定款
 - (ウ 当該年度及び翌事業年度の事業計画書)
 - (エ 当該年度及び翌事業年度の活動予算書)
 - オ 役員名簿
 - カ 確認書
 - キ 直近の事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は、設立の時の財産目録）

※様式・部数等変更後の所轄庁の条例・規則等に基づくこと

担当：〇〇部〇〇課〇〇

TEL：

【参考】

(内閣府の例 (～H23))

第 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

内閣総理大臣

特定非営利活動法人の定款変更認証について

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で送付のあった特定非営利活動法人〇〇〇の定款変更認証申請このことについては、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり認証したので、特定非営利活動促進法第26条第3項の事務の引継ぎに関する内閣府令第2項の規定により通知します。

つきましては、同法第26条第3項の規定に基づく事務の引継ぎのため、同法人に係る書類を送付願います。

記

- 1 設立認証年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称
- 3 特定非営利活動法人の代表者の氏名

(別紙25)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇〇長

所轄庁の変更を伴う特定非営利活動法人の移管について

このことについて、特定非営利活動促進法第26条第3項の規定に基づく事務の引継ぎのため、特定非営利活動法人〇〇に係る下記の書類を送付します。

記

- 1 設立認証申請書及びその添付書類
- 2 設立登記完了届出書及びその添付書類
- 3 役員変更等届出書
- 4 事業報告書等

担当：〇〇〇局〇〇〇部〇〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

(別紙27)

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇都道府県知事 様

岩手県知事〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第26条第3項の規定に基づく事務の引継ぎについて
このことについて、特定非営利活動促進法第26条第3項の規定に基づく事務の引継ぎのため、
下記のとおり書類を提出します。

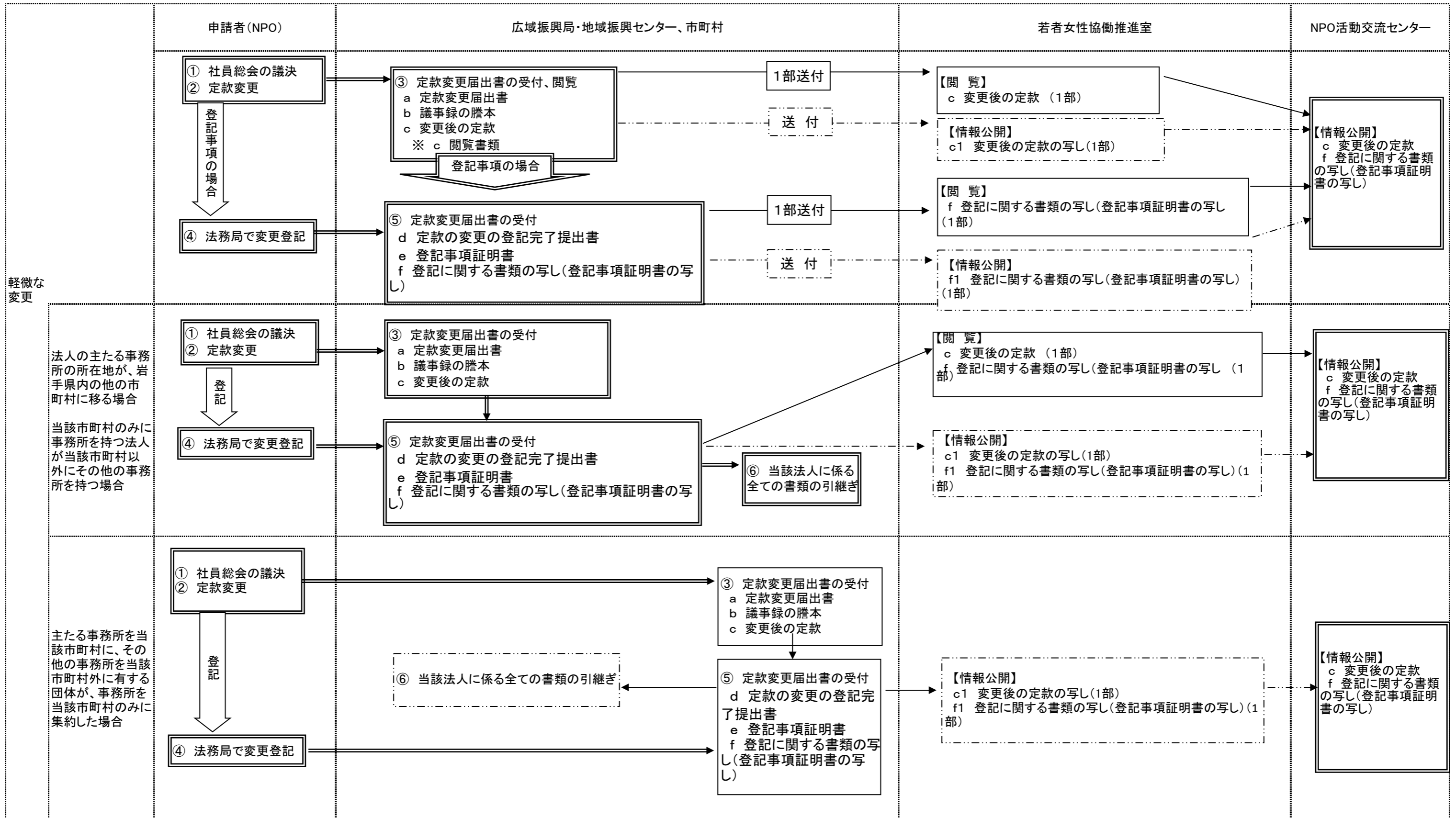
記

- 1 設立認証申請書及びその添付書類
- 2 設立登記完了届出書及びその添付書類
- 3 役員変更等届出書
- 4 事業報告書等

担当：〇〇部〇〇課〇〇

TEL：

事務処理の流れ





特定非営利活動法人制度事務処理要領

事業報告書等の提出関係

令和5年4月

岩手県環境生活部

目 次

提出期限周知要領	1
内容確認要領	4
督促等要領	14
事務処理の流れ	22

認証事務移譲先の市町村について

- 1 様式等—各市町村の規則等によること。
- 2 起案例—知事名、局長名を市町村長等に読み替えて参考にしていただきたいもの。

・ 県の窓口—各広域振興局、宮古・大船渡・二戸地域振興センター

提出期限周知要領

各法人の事業年度の開始月を把握し、特定非営利活動促進法第 29 条及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 3 条の規定による事業報告書等の提出期限（事業年度初めの 3 月以内）の 1 か月前に、送付伺い（別紙 1）により決裁を得た上で、当該法人に対して「特定非営利活動法人の事業報告書等提出のお知らせ」（別紙 2）を送付する。

様式第 7 号 回議等用紙

第 1 ガイド 第 2 ガイド 第 3 ガイド ファイル名	N P O	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文書番号			通 数	
文書日付				
起 案 所 属 職・氏名	令和 年 月 日 電話			
標 題 特定非営利活動法人の事業報告書等提出のお知らせについて（伺い）				
このことについて、特定非営利活動促進法第 29 条及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 3 条に基づく事業報告書等の提出期限まで 1 月となりましたので、次案により該当法人宛てお知らせしてよろしいか伺います。				
要 旨 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 2 提出期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 3 会計年度 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
(回議) 局長 〇〇〇〇部長 〇〇〇〇課長 主査 課員 <div style="text-align: right;"> (決裁後回覧) 主査 課員 </div>				
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()			

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人の事業報告書等提出のお知らせ

貴法人におかれましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって事業年度を終了されたところですが、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 29 条及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 3 条の規定により、毎事業年度初めの 3 月以内に次の書類を提出していただくこととなっております。

つきましては、定められた期限（令和〇〇年〇〇月〇〇日）までに御提出いただくようお願いいたします。

記

1 提出すべき書類

提出書類	手引き	部数
事業報告書等提出書(様式第 8 号)	P85	1
前事業年度の事業報告書	P126	3
前事業年度の活動計算書	P127～130	3
前事業年度の貸借対照表	P131～132	3
計算書類の注記	P133～135	3
前事業年度の財産目録	P136	3
年間役員名簿 ・前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿	P141	3
前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 ・氏名(法人にあっては法人名及び代表者名)及び住所又は居所を記載した書面	P142	3

2 提出先

〇〇局〇〇部〇〇課

3 その他

- (1) 事業報告書等が提出されない場合は、法第 80 条の規定により、貴法人の理事、監事又は清算人が 20 万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。
- (2) このお知らせと行き違いに御提出されていた場合は、御容赦願います。

担当：〇〇部〇〇課 電話：() 内線〇〇〇

内容確認要領

- 1 法人から事業年度終了後に提出すべき事業報告書等の提出があった場合は、次の書類が提出されているか確認する。

※手引き P15 参照

提出書類	手引き	部数
事業報告書等提出書(様式第8号)	P85	1
前事業年度の事業報告書	P126	3
前事業年度の活動計算書	P127～130	3
前事業年度の貸借対照表	P131～132	3
計算書類の注記	P133～135	3
前事業年度の財産目録	P136	3
年間役員名簿 ・前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿	P141	3
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 ・氏名(法人にあつては法人名及び代表者名)及び住所又は居所を記載した書面	P142	3

- 2 1の結果、書類の提出漏れや提出部数の不足があった場合は、法人に対し、書類の追加提出を依頼する。
- 3 特に問題がない場合は、提出書類整理票(別紙3)により、提出された書類の内容をチェックする。
- 4 3の結果、不備等が発見された場合は、法人に対し、書類の差し換えを任意で依頼する。
- 5 特に問題がない場合は、閲覧伺い(別紙4)により決裁を得るとともに、本庁に閲覧書類を1部送付する(別紙5)。

認証事務移譲先の市町村

県庁等での情報公開のため、書類を1部県庁に送付願います。

- 6 決裁後、1の閲覧書類をバインダーに1部綴じ込み、バインダーの背表紙に団体名を記載し、閲覧の申し出に備える(別紙6)。
- 7 閲覧の申し出があった場合、閲覧申込書への記入を依頼する(別紙7)とともに、関係書類を閲覧に供する。

※ 特定非営利活動促進法の改正により、令和3年6月9日以降、個人の住所及び居所については閲覧の対象から除外されました。閲覧又は謄写の申し出があった際は、当該情報について一切閲覧させないようにしてください。

事業年度終了後の提出書類整理票

団体名 特定非営利活動法人	No.	チェック担当者		
主たる事務所の所在地				
代 表 者 名				
電 話 番 号				
事 業 年 度	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
定款変更認証申請		定款変更届出		役員の変更等届出
その他の事業の 有無	その他の事業			
受 付 日	令和 年 月 日 ()	受付者		

提出書類の名称		部数	チェック	備考
1	事業報告書等提出書(様式第8号)	1		
2	前事業年度の事業報告書	3		
3	前事業年度の活動計算書	3		
4	前事業年度の貸借対照表	3		
5	計算書類の注記	3		
6	前事業年度の財産目録	3		
7	年間役員名簿	3		
8	前事業年度の末日における社員のうち 10人以上の者の名簿	3		

書類の名称	確認事項	チェック
1 事業報告書	(1) 事業年度は適当である。	
	(2) その他の事業を行う場合、それぞれ特定非営利活動に係る事業と区分されていることが明らかである。	
	(3) 定款に「その他の事業」の記載があり、かつ、「その他の事業」を行わなかった場合、そのことが明らかである。	
	(4) 特定非営利活動に係る個々の事業について、それぞれの受益対象者の範囲が明らかである。	
	(5) すべての事業が定款で定める目的の範囲内である。	
	(6) 特定非営利活動に係る事業として記載されている事業中に、事業報告書上、内容が不明又は不適當（明らかにその他の事業に当たる事業）なものはない。	
	(7) その他事業として記載されているものの中に、事業報告書上、内容が不明又は不適當なものはない。	
	(8) 特定非営利活動に係る事業を主たる目的として行うこととしている。	
	(9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とした事業が主であるとは言えない。	
	(10) 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを目的とした事業が主であるとは言えない。	
	(11) 特定の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業を行うような記載がない。	
	(12) 営利を目的とする旨の記載がない。	
	(13) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行うような記載がない。	
	(14) 「特定の政党のために利用」する旨の記載がない。	
	(15) 他の法令に明らかに反している記載がない。	
	(16) その他の事業を行った場合、個々の事業について、実施日時、実施場所、従事者数、支出額が記載されている。	
特記事項		
2 活動計算書 ※は岩手県の運用基準	(1) 事業年度は適当である。	
	(2) その他の事業を行う場合、特定非営利活動に係る事業と分けて表示している。	
	(3) 前事業年度の活動計算書と連結している。(前年の「次期繰越正味財産額」と当該年の「前期繰越正味財産額」が一致している)	

書類の名称	確認事項	チェック
	(4) 不適当な科目はない。 (例) 収入の部：設立初年度の「前期正味財産額」 支出の部：配当金、〇〇政党への助成金、〇〇氏への寄付金	
	(5) 「特定非営利活動に係る事業」の支出規模が、総支出額の2分の1以上であること。 ※2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合は、報告徴収の対象となり得る。	
	(6) 「その他事業」は、正当な理由がない限り、利益が上がることとなっており、赤字計上されていないこと。 ※2事業年度連続して赤字計上されている場合は、報告徴収の対象となり得る。	
	(7) 「その他事業」で生じた利益が、必ず「特定非営利活動に係る事業」会計収入に繰り入れられているか。 ※2事業年度連続して全額繰り入れられない場合は、報告徴収の対象となり得る。	
	(8) 管理費の総支出額に占める割合が2分の1以下であること。 ※2事業年度連続して3分の2以上である場合は、報告徴収の対象となり得る。	
	(9) 計算ミス等の過誤はない。	
	(10) 「定款」「事業報告書」「貸借対照表」及び「財産目録」と矛盾する記載がない。	
	特記事項 $\frac{\text{特定非営利活動に係る（事業費+管理費）}}{\text{すべての事業に係る（事業費+管理費）}} \times 100 = \quad (\%)$	
3 貸借対照表	(1) 事業年度は適当である。 (2) 前事業年度の貸借対照表と連結している。(前事業年度の「正味財産合計」と当該年度の「前期繰越正味財産」が一致している) (3) 不適当な科目はない。(例：出資金) (4) 計算ミス等の過誤はない。 (5) 「活動計算書」「財産目録」と矛盾する記載がない。 (6) 事業年度終了日（決算日）の日付が入っている。 特記事項	
4 計算書類の注記	別紙「注記のチェックリスト」のとおり	
5 財産目録	(1) 事業年度は適当である。 (2) 不適当な科目はない。(例：出資金)	

書類の名称	確認事項	チェック
	(3) 計算ミス等の過誤はない。	
	(4) 「活動計算書」「貸借対照表」と矛盾する記載がない。	
	(5) 事業年度終了日（決算日）の日付が入っている。	
	特記事項	
6 年間役員名簿	(1) 理事3人以上、監事1人以上の氏名及び住所又は居所の記載がある。	
	(2) 記載された役員の数、定款で定める定数内である。	
	(3) 前年に提出された「役員名簿」及びそれ以降に提出された「役員の変更等届出書」と整合がとれている。	
	(4) 監事が理事を兼ねていない。	
	(5) 就任期間は、定款で定める任期の範囲内である。 当該年度における就任期間を記載している。	
	(6) 報酬を受けた期間が記入されている。	
	(7) 報酬を受ける者がいない場合には、その旨を記載している。	
	(8) 事業年度のどの時点においても、報酬を受ける者が役員総数（役員名簿で確認）の3分の1を超えていない。	
7 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	(1) 社員10人以上の氏名及び住所又は居所が記載されている。	
	(2) 法人（又は団体）の場合、法人名（又は団体名）及び代表者の氏名が記載されている。また、住所は法人（又は団体）の事務所の所在地である。	
	特記事項	

注記のチェックリスト

書類の名称	確認事項	チェック
計算書類の注記 (※計算書類の注記については、手引き133頁を参照)	(1) 重要な会計方針が記載されているか	
	(2) 棚卸資産がある場合、評価基準及び評価方法について注記しているか	
	(3) 減価償却を行っている場合、減価償却の方法について注記しているか	
	(4) 引当金を計上している場合、引当金の計上基準について注記しているか	
	(5) 施設の提供等物的サービスの受入れを活動計算書または財務諸表に注記する場合、重要な会計方針に会計処理方法を注記しているか	
	(6) ボランティアによる役務提供を活動計算書または財務諸表に注記する場合、重要な会計方針に会計処理の取扱い等を注記しているか	
	(7) 消費税の課税事業者である場合、消費税等の会計処理について注記しているか	
	(8) 複数の事業を行っている場合、「事業費の内訳」または「事業別損益の状況」を注記しているか (任意)	
	(9) 用途が制約された寄付金等 (補助金・助成金) があればその内訳を注記しているか	
	(10) 固定資産がある場合、「固定資産の増減の内訳」を注記しているか	
	(11) 借入金がある場合、「借入金の増減内訳」を注記しているか	
	(12) 役員及びその近親者との取引があった場合、「役員及びその近親者の取引内容」を注記しているか	
	(13) その他の注記事項について、記載漏れはないか	
	①現物寄付の評価方法 (重要性が高いと判断された場合)	
	②事業費と管理費の按分方法 (重要性が高いと判断された場合)	
	③重要な後発事象 (貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすものについて記載…自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等)	
(14) 「その他の事業」に係る資産の状況について、注記しているか (その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載)		

様式第 7 号 回議等用紙

第 1 ガイド 第 2 ガイド 第 3 ガイド ファイル名	N P O	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文書番号			通 数	
文書日付				
起 案 令和 年 月 日 電話 所 属 職・氏名				
標 題 特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧について（伺い）				
このことについて、次の法人から特定非営利活動促進法第 29 条に基づく事業報告書等が別添のとおり提出されましたので、同法第 30 条に基づき、閲覧に供することとしてよろしいか伺います。 なお、決裁の上は、次案により環境生活部長宛て関係書類を送付してよろしいか併せて伺います。				
要 旨 1 法人から提出のあった年月日 2 特定非営利活動法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) 事業年度				
(回議)				
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査	課員
			(決裁後回覧) 主査	課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他（ ）			
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板（ ）、その他（ ）			

岩 手 県

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇 〇 局 長

特定非営利活動法人の事業報告書等に係る閲覧書類の送付について

このことについて、下記のとおり事業報告書等の閲覧用書類の提出がありましたので、別添のとおり送付します。

記

- 1 法人から提出のあった年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 事業年度

※報告書（受付印を押したもの）の写しを添付すること
※押印のない書類が提出された際は、本人確認の実施方法等について追記すること

担当：〇〇部〇〇課（ ）

電話：

特定非営利
活動法人
閲覧書類

法人名

特定非営利活動法人
○○○○

別紙 7

閲覧される方は、よろしければ閲覧年月日、住所、氏名を記入してください

閲覧申込書

年 月 日

住所 _____

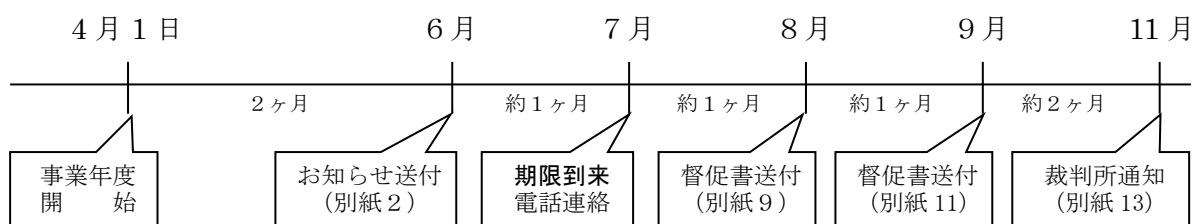
氏名 _____

法人名

督促等要領

- 1 提出期限を経過しても事業報告書等の提出がない場合、当該法人に対して電話による確認と催告を行う。
- 2 提出期限を1月経過しても、なお書類の提出がなされない場合、督促伺い（法人用）（別紙8）により決裁を得たうえで、当該法人に対して「督促書」（別紙9）を送付する。
- 3 2の督促書送付後1月を経過しても、なお報告書類の提出がなされない場合、督促伺い（代表者用）（別紙10）により決裁を得たうえで、当該法人の定款で代表権を有する者（以下「代表者」という。）に対して「督促書」（別紙11）を配達証明により送付する。
- 4 2及び3による督促書が送達できなかった場合は、法人の実態把握に努め、真正な所在地・住所地等の実態が判明した場合には、督促書を再度送付する。また、実態が判明しなかった場合は、「実態不明法人」として別途管理を行い、実態が判明次第相応の措置を行う。
- 5 3の督促書送付後2月を経過しても、なお報告書類の提出がなされない場合、過料事件通知伺い（別紙12）により決裁を得たうえで、3の督促書を送付した代表者の住所地を管轄する地方裁判所に対して「過料事件通知書」（別紙13）を送付し、同時に若者女性協働推進室に対して「報告書」（別紙14）を送付する。（「過料事件通知書」（別紙13）及び「報告書」（別紙14）は同日処理とする。）
なお、過料事件通知書には、法人登記事項証明書（最近3月以内に交付を受けたもの、公用で入手）、「報告書」（別紙14）及び3の督促書の写しを添付する。
- 6 3年間にわたって事業報告書等の提出がない場合は、法第43条第1項の規定に基づき、認証取り消し処分となる。1～5の処理を行ったうえで、このような事例が発生することが予見された場合は、対応策について若者女性協働推進室と協議すること。

【標準処理例（事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合）】



特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 様

岩手県知事 〇 〇 〇 〇

督 促 書

このたび、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 29 条の規定による令和〇〇年度分の下記の書類について、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 3 条に定められた期限（令和〇〇年〇〇月〇〇日）までに提出がありませんでしたので、速やかに御提出いただくよう督促します。

なお、提出がない場合は、法第 80 条第 5 号の規定により、貴法人の理事、監事又は清算人が 20 万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

記

【法定の提出書類】

- 1 事業報告書等提出書
- 2 前事業年度の事業報告書
- 3 前事業年度の活動計算書
- 4 前事業年度の貸借対照表
- 5 計算書類の注記
- 6 前事業年度の財産目録
- 7 年間役員名簿
- 8 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿

担当：〇〇局〇〇部〇〇課

電話：() 内線〇〇〇

第 号
令和 年 月 日特定非営利活動法人○○○○○
○○○○ ○ ○ ○ ○ 様

岩手県知事 ○ ○ ○ ○

督 促 書

このたび、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 29 条の規定による令和○○年度分の下記の書類について、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 3 条に定められた期限（令和○○年○○月○○日）までに提出がありませんでしたので、速やかに御提出いただくよう督促します。

なお、提出がない場合は、法第 80 条第 5 号の規定により、20 万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

記

【法定の提出書類】

- 1 事業報告書等提出書
- 2 前事業年度の事業報告書
- 3 前事業年度の活動計算書
- 4 前事業年度の貸借対照表
- 5 計算書類の注記
- 6 前事業年度の財産目録
- 7 年間役員名簿
- 8 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿

担当：○○局○○部○○課
電話：() 内線○○○

〇〇地方裁判所 御中

岩手県知事 ○ ○ ○ ○

過 料 事 件 通 知 書

下記の違反者につき、特定非営利活動促進法第 80 条第 5 号に掲げる場合に該当するもの
と思料されるので、関係書類を添えて通知します。

記

特定非営利活動法人	名 称	特定非営利活動法人 ○○○○○		
	主たる事務所の所在地	岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地		
	所 轄 庁	岩手県知事		
違 反 者	資 格	○○○		
	氏 名	○○ ○○		
	住 所	岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地		
未 提 出 書 類 (○を付したもの)	事業報告書等提出書		前事業年度の財産目録	
	事業報告書		年間役員名簿	
	前事業年度の活動計算書		前事業年度の末日における社 員のうち 10 人以上の者の名簿	
	前事業年度の貸借対照表			
	計算書類の注記			
提 出 期 限	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
会 計 年 度	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
添 付 書 類	法人登記事項証明書、報告書、督促書の写し			

第 号
令和 年 月 日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

○○広域振興局企画総務部長

報 告 書

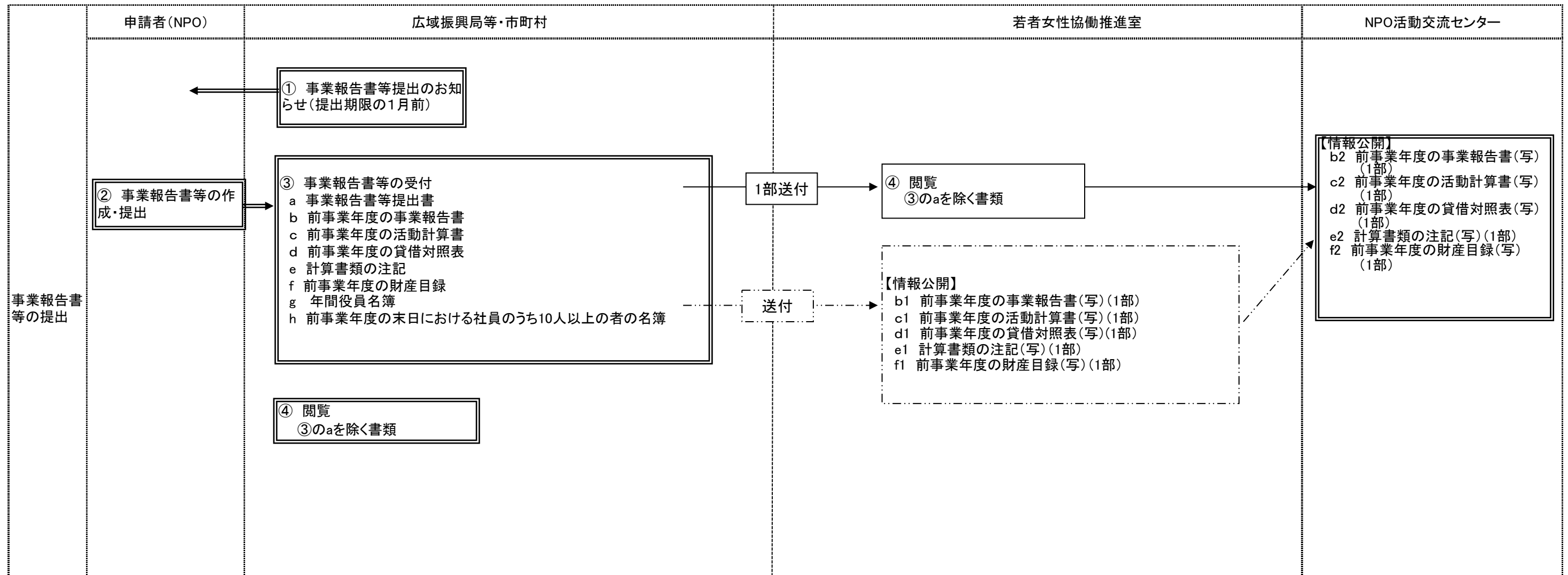
特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 29 条の規定により提出を要する書類について、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 3 条に定める期限までに提出されなかったため、督促書を当該法人及び代表権を持つ理事（仮理事、清算人）に送付しましたが、本日までに当該書類の提出が無いことを報告します。

記

特定非営利活動法人	名 称	特定非営利活動法人 ○○○○○		
	主たる事務所の所在地	岩手県○○市○○町○○番地		
	所 轄 庁	岩手県知事		
違 反 者	資 格	○○○		
	氏 名	○○ ○○		
	住 所	岩手県○○市○○町○○番地		
未 提 出 書 類 (○を付したもの)	事業報告書等提出書		前事業年度の財産目録	
	事業報告書		年間役員名簿	
	前事業年度の活動計算書		前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	
	前事業年度の貸借対照表			
	計算書類の注記			
提 出 期 限	令和○○年○○月○○日			
会 計 年 度	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日			
督 促 書 発 送	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日			

※ 別紙13の写しを添付すること

事務処理の流れ



特定非営利活動法人制度事務処理要領

仮理事の選任関係

令和5年4月

岩手県環境生活部

目 次

仮理事の選任について	1
手続きフローチャート	2
相談対応・仮理事選任の必要性確認要領	3
内容審査要領	7
選任決定要領	8
その他参考資料	14

認証事務移譲先の市町村について

知事名、局長名を市町村長等に読み替えて参考にしていただきたいもの。

・ 県の窓口—各広域振興局、宮古・大船渡・二戸地域振興センター

仮理事の選任について

特定非営利活動法人の定款に、役員任期の伸長規定を置かない法人にあっては、後任の理事を決定する前に、現理事の任期が切れた場合は、その理事は退任理事となり、総会の招集等の権利義務を有していない。

そのため、特定非営利活動促進法第17条の3の規定により、所轄庁より仮理事の選任を受けた上で、その仮理事が、総会の開催、後任役員を選任手続きを行うこととなる。

特定非営利活動促進法第24条の2で役員任期の伸長規定が設けられているが、次の団体については注意が必要となる。

- ・ 役員任期の伸長規定がない法人（特に役員任期と事業年度が重複する団体）
- ・ 定款に役員任期の伸長規定があっても、事業年度終了後3か月以内に開かれるはずの総会が開かれていない法人

※定款に役員任期の伸長規定がなく、役員任期と事業年度が重複する法人にあっては、法改正内容を周知の上、定款変更を助言することが望ましい。

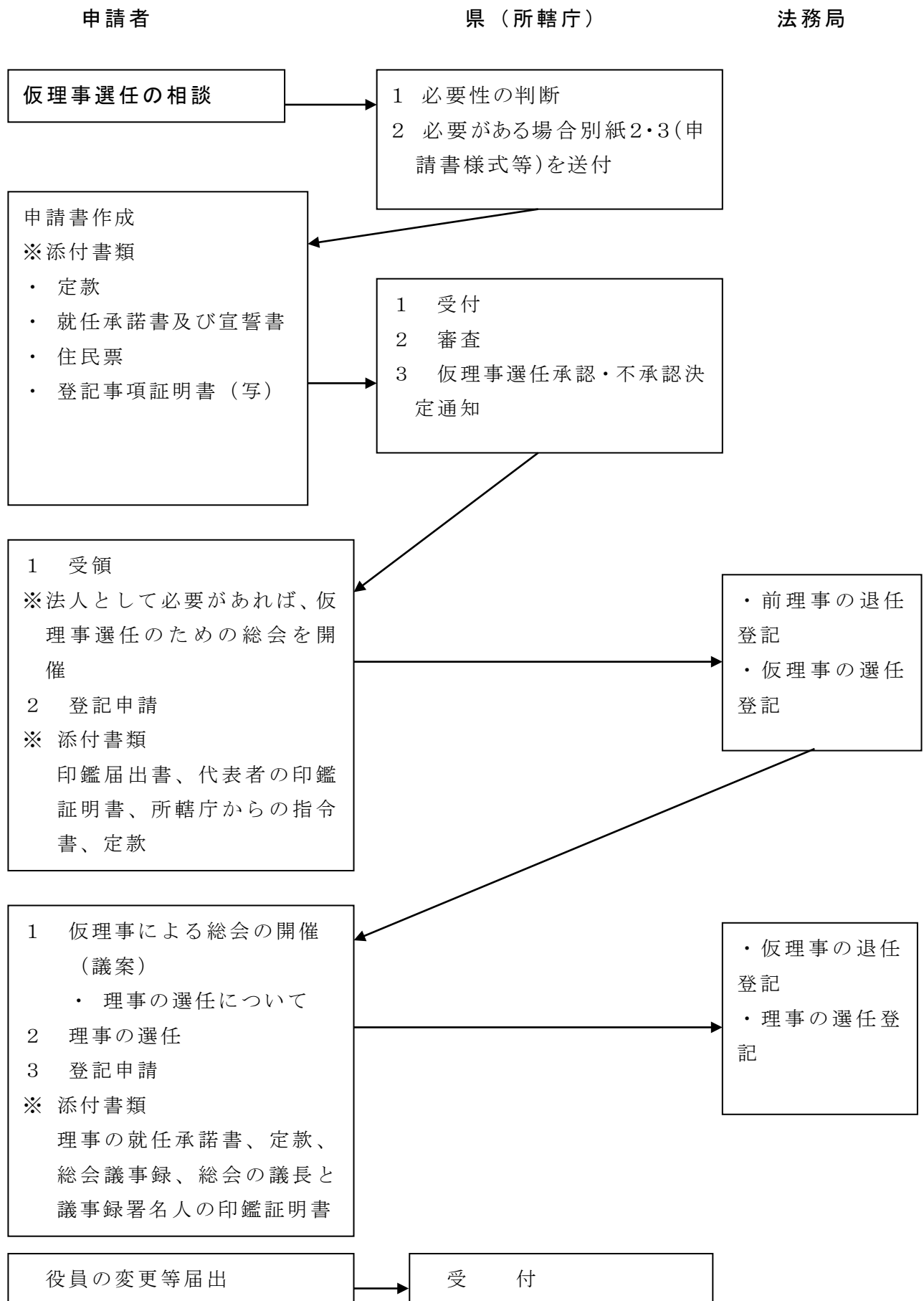
仮理事の選任については、その必要性について、内閣府と法務局の見解が分かれており、内閣府では、仮理事の選任を行っていないが、法務局の指導により、本県では、仮理事の選任手続きを行うこととしたもの。

（その他留意事項）

理事が任期満了と同時に再任され、理事に変更がない場合であっても登記は必要である。

法人がこれを怠った場合は、法務局で登記懈怠として処理され、法務局から裁判所に過料通知が送付されることとなる。※仮理事の選任は行わない。

手続きフローチャート



相談対応・仮理事選任の必要性確認要領

- 1 申請者から仮理事の選任について相談が寄せられた場合は、仮理事選任の必要性（法第17条の3）について判断する。

必要な場合

- (1) 理事が欠けていること。

定款に役員任期の伸長規定があっても、法第24条第2項で伸長できる任期を逸脱している場合もある。

- ・ 役員任期の伸長規定は、事業年度終了後3か月以内に開かれる総会が終結すべき時までであり、総会が事業年度終了後3か月を超えて開催されない場合は、役員任期は切れたと判断される。

- (2) 遅滞のため損害を生じるおそれがあること。

- ・ 総会が開催できないことで、利害関係人等が損害を被る恐れがあること等

- 2 仮理事選任の必要性があると判断した場合は、仮理事選任の手続きについて、通知伺い（別紙1）により決裁を得たうえで、当該法人に対して、申請書様式（別紙2・3）を送付する。

法第17条の3により、「所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。」となるが、選任が必要となった経緯、法人の意思を明確にするため、利害関係人による請求に基づき、所轄庁が仮理事を選任することとする。

※利害関係人—社員、債権者等、法律上の利害を持っているもの

※仮理事候補者—任期の切れた前理事等

(別紙1)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド NPO ファイル名 仮理事の選任	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号			
文書日付			
起案 令和 年 月 日 電話 所属 職・氏名		通数	
標題 特定非営利活動法人の仮理事の選任の手続きについて (伺い)			
このことについて、特定非営利活動促進法第17条の3の規定により、次のとおり仮理事選任の必要性があるため、次案により、当該法人に対し、仮理事選任の申請手続きを行うよう通知してよろしいか伺います。			
要旨 1 対象となる特定非営利活動法人の名称 2 理事の選任が必要となった理由 ※口頭又は文書により聴取した内容を記載			
(回議) 局長 ○○○○部長 ○○○○課長 主査 課員 (決裁後回覧) 主査 課員			
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()		

岩 手 県

(別紙2)

第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法第 17 条の 3 の規定による仮理事の
選任手続きについて（通知）

このことについて、仮理事の選任を希望する場合は、下記のとおり申請書類を作成のうえ、当
広域振興局へ提出してください。

記

1 申請に必要な書類

- | | |
|---|-----|
| (1) 仮理事選任申請書 | 1 部 |
| (2) 定款 | 1 部 |
| (3) 仮理事候補者が、法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないこ
とを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 | 1 部 |
| (4) 仮理事候補者の住所又は居所を証する書面 | 1 部 |
| (5) 登記に関する書類の写し | 1 部 |

担当：〇〇部〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

(別紙3)

第 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 印
電話番号

仮 理 事 選 任 申 請 書

特定非営利活動促進法第 17 条の 3 の規定により、下記のとおり仮理事の選任を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 申請理由等
- 3 仮理事候補者

注 1 申請理由等には、仮理事の選任が必要となった経緯及び理由を記載してください。

2 次の書類を添付してください。

- | | |
|---|-----|
| (1) 現在の定款 | 1 部 |
| (2) 仮理事候補者が、法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 | 1 部 |
| (3) 仮理事候補者の住所又は居所を証する書面 | 1 部 |
| (4) 登記に関する書類の写し | 1 部 |

内容審査要領

提出された書類について、次により審査する。
(別紙4)

審査票

申請団体名	特定非営利活動法人			総合 審査 結果
申請受理日	令和 年 月 日	担当者職氏名		

- 1 申請書及び添付書類
 - (1) 必要書類が整っている。
 - (2) 記載漏れ等がない。
- 2 仮理事選任の要件審査
 - (1) 理事が欠けていること

判断確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
1 申請書	申請理由等から、後任理事の決定前に、理事の任期が切れていることが明らかである。		
2 定款	(1) 役員の任期の伸長規定がなく、法第24条第2項の任期の伸長規定を適用できない。 (2) 役員の任期の伸長規定はあるが、事業年度終了後3ヶ月を経過しても総会が開催されておらず、法第24条第2項の役員任期の伸長規定を適用できない。		
3 登記事項証明書の写し	理事の任期が切れており、再任手続き等がとられていないことが明らかである。		
(その他特記事項等)			

- (2) 遅滞のため損害の生じるおそれがあること

判断確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
1 申請書	申請理由等から、総会の招集及び理事会の開催がなされていないなど、法人運営が滞っていると判断できる。		
(その他特記事項等)			

- 3 仮理事候補者の要件審査

判断確認の対象となる書類	判断・確認事項	判断 確認 結果	備考
1 就任承諾及び誓約書	(1) 当該法人の定款に記載されている理事の人数分の提出がある。 (2) 氏名及び住所又は居所は、理事の住所又は居所を証する書類（住民票等）と一致している。 (3) 宣誓すべき事項は、法の規定に合致している (法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないこと。)		

選任決定要領

- 1 審査の結果（別紙4参照）を踏まえ、仮理事選任の判断を行う。
- 2 仮理事選任（別紙5参照）について起案する。
- 3 決裁後、申請者に郵送する。
 - (1) 仮理事選任の要件を満たす場合（別紙6・7参照）
 - (2) 仮理事選任の要件を満たさない場合（別紙8・9参照）

(別紙5)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド NPO ファイル名 仮理事の選任	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文 書 番 号			
文 書 日 付			
起 案 令和 年 月 日 電話 所 属 職・氏名		通数	
標 題 特定非営利活動法人の仮理事の選任について (伺い)			
このことについて、次のとおり仮理事選任の申請がありましたが、審査の結果、特定非営利活動促進法第17条の3の規定による仮理事選任の要件に適合すると認められましたので、次のとおり、仮理事を選任してよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、次案により申請者宛て通知してよろしいか併せて伺います。			
要 旨 1 申請のあった年月日 2 申請のあった特定非営利活動法人の名称 3 申請者の氏名 4 申請理由等 5 仮理事として選任するもの			
(回議)			
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査 課員
(決裁後回覧)			
		主査	課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()		

岩 手 県

(別紙6)

第 号
令和 年 月 日

様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人〇〇〇〇の仮理事の選任について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人〇〇〇〇の仮理事の選任については、別添のとおり選任されたので通知します。

担当：〇〇部〇〇課 〇〇
内線：〇〇〇〇

(別紙7)

岩手県指令第 号

(申請者住所)

(申請者氏名)

様

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人〇〇〇〇の仮理事の選任については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第17条の3の規定により、下記のとおり選任します。

令和 年 月 日

岩手県知事 〇〇 〇〇

氏名

住所又は居所

(別紙8)

様式第7号 回議等用紙

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド NPO ファイル名 仮理事の選任	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文書番号	通 数		
文書日付			
起 案 令和 年 月 日 電話 所 属 職・氏名			
<p>標 題</p> <p>特定非営利活動法人の仮理事の選任結果について (伺い)</p> <p>このことについて、次のとおり仮理事選任の申請がありましたが、審査の結果、特定非営利活動促進法第17条の3の規定による仮理事選任の要件を満たさないため、次案により申請者宛てその旨通知してよろしいか伺います。</p>			
<p>要 旨</p> <p>1 申請のあった年月日</p> <p>2 申請のあった特定非営利活動法人の名称</p> <p>3 申請者の氏名</p> <p>4 申請理由等</p> <p>5 要件を満たさない理由</p>			
<p>(回議)</p> <p>局長 ○○○○部長 ○○○○課長 主査 課員</p> <p style="text-align: center;">(決裁後回覧)</p> <p style="text-align: center;">主査 課員</p>			
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()		

岩 手 県

(別紙9)

第 号
令和 年 月 日

様

岩手県知事 ○○ ○○

特定非営利活動法人○○○○の仮理事の選任結果について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人○○○○の仮理事の選任については、次のとおり、仮理事選任要件を満たさないことを通知します。

記

- 1 決定年月日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 申請者の氏名
- 3 理由
 - (1) ○○○○○、・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (2) △△△△△、・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (3) □□□□□、・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (4) 以上から、特定非営利活動促進法第17条の3の規定に適合しないと認められること。



広域振興局経営企画部
 広域振興局各総合支局地域支援部
 各地方振興局企画総務部

} 特定非営利活動促進法
 施行事務担当者 様

地域振興部NPO・国際課

特定非営利活動法人の役員任期伸張規定の適用限界について

このことについて、4月27日に開催した特定非営利活動法人認証事務説明会における質疑応答で当方の回答を保留していたところですが、この度これを下記のとおりお示ししますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第24条第2項の任期伸張規定について

この規定は、役員任期の終了時期と社員総会の開催時期とが一致しない場合に、役員不在時期が生じることにより法人運営に支障を生じさせないようにするためと解する。

このため、本来、総会が開催されるべき期間を経過した場合にまで同条項に基づき任期を伸長することは、同条項の趣旨に反するのみならず、役員任期を2年以内とした同条第1項の規定を没却せしめることとなる。

2 総会が開催されるべき期限（任期伸張の限度）について

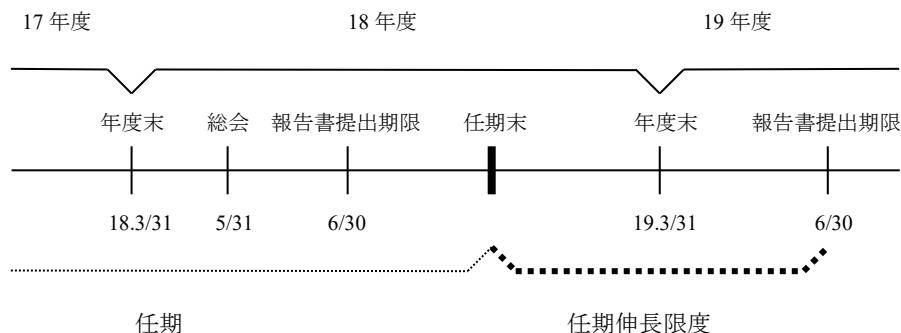
(1) 定款で事業報告、収支決算の承認を総会の権能と規定している場合

特定非営利活動法人は、毎事業年初めの3月以内に事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。（法第29条1項、同法施行規則第7条）。

このため、事業報告、収支決算を総会の権能としている法人にあつては、所轄庁に事業報告書等を提出するために事業年度末日後3ヶ月以内に総会を開催しなければならない。

したがって、原則として、任期満了後の事業年度末日後3ヶ月が任期を伸長できる限度であり、3ヶ月を経過した場合には、3ヶ月以内に総会を開催できなかったことに合理的理由が必要である。

なお、役員任期満了日の属する事業年度に1度も通常総会を開催していない場合には、次の(2)の①と同様になる。

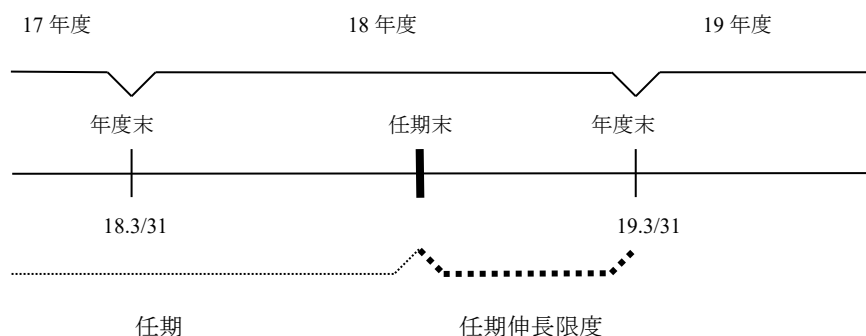


(2) 定款で事業報告、収支決算の承認を総会の権能としていない場合

① 役員任期満了日の属する事業年度に1度も通常総会を開催していない場合

特定非営利活動法人は、少なくとも毎年1回、社員の通常総会を開かなければならない(法第30条において準用する民法第60条)。

このため、役員任期満了日の属する事業年度に1度も通常総会を開催していない場合には、同事業年度内に必ず通常総会を開催しなければならないのであるから、同事業年度の末日までが任期を伸長できる限度である。

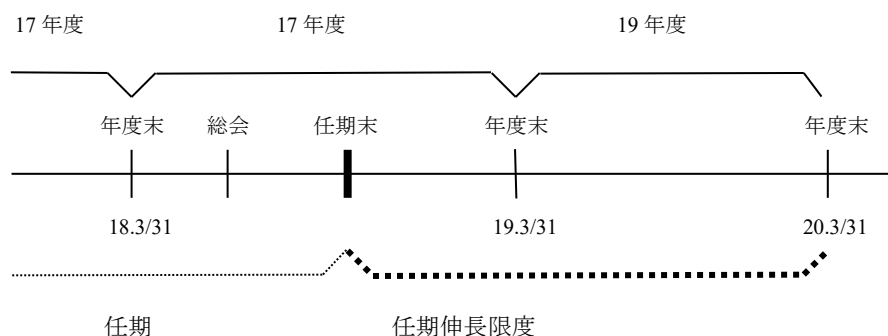


② 役員任期満了日の属する事業年度において任期満了前に既に通常総会を開催している場合

法第30条において準用する民法第60条は、通常総会の開催義務を規定するのみであり、開催時期については特定非営利活動法人の自治に委ねている。

このため、翌事業年度の末日までに通常総会を開催すれば民法第60条には違反しないため、翌事業年度末日まで任期を伸長することができると解さざるを得ない。

もっとも、上記解釈では、1年以上もの長期にわたり任期を伸長することが可能となり、役員任期を2年以内としている法第24条第1項の趣旨からは望ましいものではないと考える。



担当：主査 吉田 聡 (YOSHIDA Satoshi)
地域振興部 NPO・国際課
所在地：盛岡市内丸10番1号
TEL：019-629-5198 e-mail：sa-yoshida@pref.iwate.jp
FAX：019-629-5339 POST：020-8570

特定非営利活動法人制度事務処理要領

監督関係

令和5年4月

岩手県環境生活部

目 次

報告徴収・立入検査等	1
改善命令	20
設立の認証の取り消し	28
岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について	34
監督権行使及び不利益処分に係る実施基準について	43
市民への説明要請実施基準について	47
手続フローチャート	49
その他参考資料	
特定非営利活動法人（NPO法人）の監督について	51
裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律に基づく協議等について	53
特定非営利活動促進法における不利益処分の聴聞手続について	

認認証事務移譲先の市町村について

- 1 様式等—各市町村の規則等によること。
- 2 起案例—知事名、局長名を市町村長等に読み替えて参考にしていただきたいもの。
・県の窓口—各広域振興局、宮古・大船渡・二戸地域振興センター

報告徴収・立入検査等

法第41条では、「所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」としている。

○法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき

- ・法第29条に基づく事業報告書等の基本資料
- ・所轄庁が調査・収集した資料

に基づいて判断する。（法令の範囲：法律、政令、府・省令、条例、規則等）



1 報告徴収・立入検査について

広域振興局等は、特定非営利活動法人に対して報告徴収・立入調査を行う必要があると判断した場合、環境生活部若者女性協働推進室と予め協議のうえ、「報告徴収・立入検査」を実施する。

（ただし、特に悪質で緊急の対応が必要とされる場合は、報告徴収・立入検査の段階を省略し、広域振興局等で法第42条の改善命令の前段階として、「市民への説明要請」を実施する。）

(1) 広域振興局等は、当該法人に対し「特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告について」（別紙2）を配達証明にて郵送する。（報告期限は文書施行日の17日後とする。）

または、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況、若しくは帳簿、書類その他物件を検査する。

(2) （別紙2）を発送した場合、広域振興局等はその写しを（別紙3）により環境生活部長に通知する。

(3) 立入検査を行うときは、当該法人に対して事前通知することなく、「特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく立入検査について」（別紙5）を、当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者に検査当日に提示することとし、この場合においてその者が当該書面の交付を要求したときは、これを交付して検査するものとする。

なお、立入検査は、不測の事態に備えるため、また検査を適正に行うことを企図し、複数名で行うものとし、検査する職員は、身分を示す証明書（別紙7）を当該法人の関係人に提示するものとする。

(4) 立入調査を決定した場合、広域振興局等はその写しを（別紙6）により環境生活部長に通知す

る。

- (5) 広域振興局等は、当該法人から報告書の提出を受けた場合、その写しを（別紙9）により環境生活部長に通知する。

2 市民への説明の要請について

知事が別に定める「岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針」の規定に基づき必要と判断される場合、特定非営利活動法人に対して「市民への説明の要請」を行うものとする。

- (1) 広域振興局等は、当該法人に対し「市民への説明の要請について」（別紙11）を配達証明にて郵送する。（説明期限は14日後、書面の提出期限は17日後とする。）
- (2) （別紙11）を発送した場合、広域振興局等はその写しを（別紙12）により環境生活部長に送付して通知する。
- (3) 環境生活部若者女性協働推進室は、市民への説明要請を行う旨の通知を受けた場合、その旨を県公式ホームページに掲載して公表する。
- (4) 広域振興局等は、当該法人から説明要請についての報告を受けた場合、その写しを（別紙14）により環境生活部長に通知する。

また、説明書の提出がなされなかった場合、その旨を（別紙16）により環境生活部長に通知する。

- (5) 環境生活部若者女性協働推進室は、（4）の通知を受けた場合、説明書の提出を受けた場合にあつてはその写しを、提出がなされなかった場合にあつてはその旨を県公式ホームページに掲載して公表する。

(別紙1)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文 書 番 号	第 号	通 数	
文 書 日 付	令 和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令 和 年 月 日 電 話		
標 題 特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告について			
このことについて、案の1により当該法人から報告を求めることとしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、本件報告徴収を行う旨を案の2により環境生活部長宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います。			
(要旨等)			
1 報告を求めることとする法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 報告を求めることとする根拠法規及び関係条項 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項			
3 報告を求めることとする理由 以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるため。			
(1) ○○○○			
(2) ○○○○			
この欄に書ききれない場合には、別紙に記載すること。			
4 報告期限 文書施行日の17日後（必着）			
(回議)			
局長	○○○○部長	○○○○課長	主査 課員
		(決裁後回覧) 主査	課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他（ ）		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板（ ）、その他（ 案の1は配達証明 ）		

岩 手 県

(別紙2)

(案の1)

第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人△△△△△
(代表者の氏名) 様

岩手県知事 ○○ ○○ 印

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告について

貴法人につきましては、○○○○○○○○(法令・法令に基づいてする行政庁の処分、定款)に違反する疑いがあるので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項の規定により、下記のとおり報告を求めます。

記

- 1 疑義事項 ○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・に違反する疑いがある。
- 2 報告内容 業務の状況(財産の状況)
- 3 報告様式 書面による任意様式
- 4 報告期限 令和 年 月 日()必着
- 5 報告先 広域振興局 部 課 担当
郵便番号：
所在地：
電話番号：

(別紙3)

(案の2)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告について（通知）
この度、下記法人に対して別添写しのとおり報告を求めたので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課 （職・氏名）

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙4)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文 書 番 号	第 号	通 数	
文 書 日 付	令 和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令 和 年 月 日 電 話		
標 題 特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく立入検査について			
このことについて、下記のとおり立入検査を行うこととしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、本件立入検査の際に当該法人へ提示する書面を案の1のとおりとするとともに、立入検査を行う旨を案の2により環境生活部長宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います。			
(要旨等)			
1 立入検査を行う法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 立入検査を行うこととする根拠法規及び関係条項 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項			
3 立入検査を行うこととする理由 以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるため。			
(1) ○○○○○			
(2) ○○○○○			
4 立入検査日 令和 年 月 日 ()			
5 立入検査の対象			
(1) 事務所その他の施設の名称			
(2) 所在地			
6 検査職員			
(1) (職・氏名)			
(2) (職・氏名)			
(回議)			
局長	○○○○部長	○○○○課長	主査 課員
		(決裁後回覧)	
		主査	課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 (<u>案の1は配達証明</u>)		

岩 手 県

(別紙5)

(案の1)

第 号

令和 年 月 日

(※検査日の日付とする)

特定非営利活動法人△△△△△

(代表者の氏名) 様

岩手県知事 ○○ ○○ 印

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく立入検査について

貴法人につきましては、○○○○○○○○(法令・法令に基づいてする行政庁の処分、定款)に違反する疑いがあるので、下記のとおり立入検査を行います。

記

1 疑義事項 ○○は、.....に違反する疑いがある。

2 検査内容 業務の状況(財産の状況)

職・氏名は記載しないこと。

3 検査職員 広域振興局 部 課○○担当

4 連絡先 広域振興局 部 課 担当

郵便番号:

所在地:

電話番号:

(別紙6)

(案の2)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく立入検査について（通知）

この度、下記法人に対して別添写しのとおり書面でその理由等を提示の上、立入検査を行うこととしたので通知します。

記

1 立入検査を行う法人の名称等

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地

2 立入検査日

令和 年 月 日 ()

3 立入検査の対象

- (1) 事務所その他の施設の名称
- (2) 所在地

4 検査職員

- (1) (職・氏名)
- (2) (職・氏名)

担当：〇〇部〇〇課 (職・氏名)

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙7)

(表)

5.4 センチメートル	3 センチメートル	2.4 センチメートル	8.6 センチメートル
	身分証明書		
職員番号第 号			
氏 名			
生年月日			
上記の者は、裏面記載の立入調査等を行う岩手県の職員であることを証明する。			
(2年間有効)			
年 月 日			
岩手県知事 氏 名 印			

備考 岩手県知事の欄は、権限が委任されている場合等に応じ、適宜変更して使用することができる。

(裏)

立 入 調 査 等	
この身分証明書を携行する者は、次に掲げる法律、条例等の規定により立入調査等を行う者である。	
法律、条例等の名称	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
(報告及び検査)	
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。	
3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	
4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

(別紙8)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文 書 番 号	第 号	通 数	
文 書 日 付	令 和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令 和 年 月 日 電 話		
標 題 特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告について			
このことについて、下記法人から特定非営利活動促進法第41条第1項に基づく報告が別添のとおり提出されましたので、次案により環境生活部長宛て通知してよろしいか伺います。			
(要旨等) 1 法人の名称等 (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所の所在地 (4) その他の事務所の所在地 2 報告を求めることとする根拠法規及び関係条項 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項 3 報告を求めることとする理由 以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるため。 (1) ○○○○○ (2) ○○○○○ 4 報告期限 令和 年 月 日 ()			
(回議) 局長 ○○○○部長 ○○○○課長 主査 課員 (決裁後回覧) 主査 課員			
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()		

岩 手 県

(別紙9)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告について
この度、下記法人から別添写しのとおり報告がありましたので、報告します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課 (職・氏名)

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙10)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文 書 番 号	第 号	通 数	
文 書 日 付	令 和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令 和 年 月 日 電 話		
標 題 特定非営利活動法人に対する市民への説明の要請について			
このことについて、案の1により当該法人に要請することとしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、本件要請を行う旨を案の2により環境生活部長宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います。			
(要旨等)			
1 要請を行うこととする法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 要請を行うこととする根拠規程 岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針について第●の●			
3 要請を行うこととする理由 以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があり、別途報告を求める(立入検査を行う)こととしているため。			
(1) ○○○○			
(2) ○○○○			
この欄に書ききれない場合には、別紙に記載すること。			
4 説明の期限 令和 年 月 日 () 文書施行日の14日後			
5 所轄庁への説明書提出期限 令和 年 月 日 () 説明の期限の3日後(文書施行日の17日後)			
(回議)			
局長 ○○○○部長 ○○○○課長 主査 課員			
(決裁後回覧) 主査 課員			
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 (案の1は配達証明)		

岩 手 県

(別紙 11)

(案の 1)

第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人△△△△△

(代表者の氏名) 様

〇〇広域振興局長 印

市民への説明の要請について

貴法人に関して、令和 年 月 日付け 第 号により、〇〇〇〇〇〇〇 (法令・法令に基づいてする行政庁の処分、定款) に違反する疑義事項について知事が報告を求めたところです。

つきましては、別添の「岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針」に基づき、下記により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について記載した書面を〇〇へ提出するよう要請します。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。

このため、この要請文書及び岩手県に提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、岩手県公式ホームページに掲載して公表します。

なお、期限が過ぎても書面が提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。

記

1 市民への説明

(1) 説明していただきたい内容

疑義事項に対する報告の内容

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられるものです。

参考例としては、次に掲げるようなもののほか、説明内容を記載した文書を岩手県に提出し、県の公式ホームページに掲載されることによって代替することも可能です。

- ・ 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置くこと。
- ・ 貴法人が運営するウェブサイト（ホームページ）上に説明文書を掲載すること。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催すること。（その際、説明会開催の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えます。）

(3) 説明の期限

令和 年 月 日 ()

(4) 岩手県への書面提出期限

令和 年 月 日 () 必着

(5) 問合せ及び書面提出先

広域振興局 部 課 担当

郵便番号：

所在地：

電話番号：

F A X：

(別紙 12)

(案の 2)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

市民への説明の要請について（通知）

この度、下記法人に対して別添写しのとおり市民への説明の要請を行ったので、通知します。

また、岩手県公式ホームページ上で若者女性協働推進室が管理するページにこのことを掲載して公表するようお願いします。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課（職・氏名）

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙13)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	送 送 年 月 日
文 書 番 号	第 号	通 数	
文 書 日 付	令 和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令 和 年 月 日 電 話		
標 題 市民への説明の要請についての報告について			
このことについて、下記法人から別添のとおり市民への説明要請についての報告がありましたので、次案により環境生活部長宛て通知してよろしいか伺います。			
(要旨等)			
1 法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 要請を行うこととする根拠規程 岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針について第●の●			
3 要請を行うこととする理由 以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があり、別途報告を求めることとしているため。			
(1) ○○○○			
(2) ○○○○			
この欄に書ききれない場合には、別紙に記載すること。			
4 説明の期限 令 和 年 月 日 ()			
5 所轄庁への説明書提出期限 令 和 年 月 日 ()			
(回議)			
局長	○○○○部長	○○○○課長	主査 課員
		(決裁後回覧)	
		主査	課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()		

岩 手 県

(別紙 14)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

市民への説明の要請についての報告について（報告）

この度、下記法人から別添写しのとおり市民への説明要請についての報告が提出されましたので報告します。

また、岩手県公式ホームページ上で若者女性協働推進室が管理するページにこのことを掲載して公表するようお願いします。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課 （職・氏名）

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙15)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号	第 号	通数	
文書日付	令和 年 月 日		
起 案	令和 年 月 日 電話		
所 属			
職・氏名			
標題 市民への説明の要請についての報告について			
このことについて、期日までに下記法人から説明要請についての報告がありませんでしたので、次案により環境生活部長宛て通知してよろしいか伺います。			
(要旨等)			
1 法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 要請を行うこととする根拠規程 岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針について第●の●			
3 要請を行うこととする理由 以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があり、別途報告を求めることとしているため。			
(1) ○○○○			
(2) ○○○○			
この欄に書ききれない場合には、別紙に記載すること。			
4 説明の期限 令和 年 月 日 ()			
5 所轄庁への説明書提出期限 令和 年 月 日 ()			
(回議)			
局長	○○○○部長	○○○○課長	主査 課員
		(決裁後回覧)	
		主査	課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()		

岩 手 県

(別紙 16)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

市民への説明の要請についての報告について（報告）

この度、下記法人に対して市民への要請を行ったところですが、期日までに説明要請についての報告がありませんでしたので報告します。

また、岩手県公式ホームページ上で若者女性協働推進室が管理するページにこのことを掲載して公表するようお願いします。

記

1 法人の名称等

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地

2 要請を行うこととする根拠規程

岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針について第●の●

3 要請を行うこととする理由

以下に掲げるとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があり、別途報告を求めることとしているため。

- (1) 〇〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇〇

4 説明の期限

令和 年 月 日 ()

5 所轄庁への説明書提出期限

令和 年 月 日 ()

担当：〇〇部〇〇課 (職・氏名)

電話：9-〇〇-〇〇〇

改善命令

法第42条では「所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。」としている。

1 次のいずれかに該当する場合→改善命令の実施

- (1) 営利を目的としている。(法第12条第1項第2号：第2条第2項第1号)
- (2) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付している。(法第12条第1項第2号：第2条第2項第1号)
- (3) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1を超えている。(法第12条第1項第2号：第2条第2項第1号)
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としている。(法第12条第1項第2号：第2条第2項第2号)
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている。(法第12条第1項第2号：第2条第2項第2号)
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としている。(法第12条第1項第2号：第2条第2項第2号)
- (7) 暴力団である。(法第12条第1項第3号)
- (8) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある。(法第12条第1項第3号)
- (9) 社員が10人未満である。(法第12条第1項第4号)
- (10) 法令に違反している。
- (11) 法令に基づいてする行政庁の処分に違反している。
- (12) 定款に違反している。
- (13) 法人の運営が著しく適正を欠くと認められる。

2 改善命令を行う場合

- (1) 行政手続法第13条第1項第2号の規定により、「弁明の機会の付与について」(別紙18)を配達証明にて送付し、事前に弁明の機会を付与する。なお、弁明書の提出期限は通知日の2週間後とする。
- (2) (別紙18)を送付した場合、広域振興局等はその写しを(別紙19)により環境生活部長に送付して通知する。

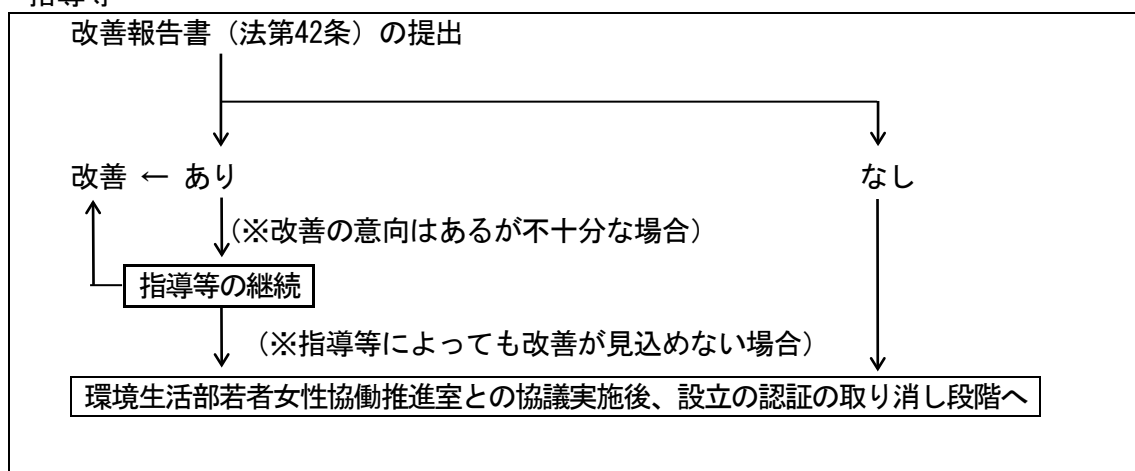
(3) 弁明書の提出期限後2週間を経過しても提出がない場合又は、弁明に正当な理由が認められない場合は、当該法人に対し改善命令（別紙21）を行う（配達証明）。改善命令における改善報告書等の提出期限は、2週間後とする。

併せて、市民への説明要請を実施する。（p 2 参照）

(4) （別紙21）を発送した場合、広域振興局等はその写しを（別紙22）により環境生活部長に送付して通知する。

(5) 環境生活部若者女性協働推進室は、改善命令を行った旨の通知を受けた場合、その旨を報道機関に資料提供するとともに県公式ホームページに掲載して公表する。

3 指導等



(別紙17)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	公 印 承 認	発 送 年 月 日
文 書 番 号	第 号	通 数	
文 書 日 付	令 和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令 和 年 月 日 電 話		
標 題 特定非営利活動法人に対する弁明の機会の付与について			
このことについて、案の1により当該法人に通知することとしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、本件弁明の機会を付与する旨を案の2により環境生活部長宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います。			
(要旨等)			
1 報告を求めることとする法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項 改善命令 (特定非営利活動促進法第42条)			
内容は下記のとおり			
(1)			
(2)			
3 不利益処分の原因となる事実			
(1)			
(2)			
4 弁明書の提出期限 令和 年 月 日			
文書施行日の14日後			
5 弁明を求める事項			
(1)			
(2)			
(回議)			
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査 課員
			(決裁後回覧) 主査 課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 (<u>案の1は配達証明</u>)		

岩 手 県

(別紙 18)

(案の 1)

第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人△△△△△
(代表者の氏名) 様

岩手県知事 ○○ ○○ 印

弁明の機会の付与について

貴法人に対して、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条の規定により、改善命令を行う予定です。

ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、下記のとおり弁明の機会を付与し、同法第30条の規定により通知します。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
改善命令（特定非営利活動促進法第42条）
内容は下記のとおり
(1)
(2)
- 2 不利益処分の原因となる事実
(1)
(2)
- 3 弁明の機会の付与の方式
行政手続法第29条第1項の規定により、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）
を提出するものとする。
- 4 弁明書の提出先
広域振興局 部 課 担当
郵便番号：
所在地：
電話番号：
- 5 弁明書の提出期限
令和 年 月 日（ ）
- 6 弁明を求める事項
(1)
(2)
- 7 留意事項
行政手続法第29条第2項の規定により、弁明書と併せて、証拠書類等を提出することができる。

(別紙 19)

(案の 2)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人に対する弁明の機会の付与について（通知）

この度、下記法人に対して別添写しのとおり弁明の機会の付与し通知したので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課（職・氏名）

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙20)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号	第 号	通数	
文書日付	令和 年 月 日		
起 案 所 属 職・氏名	令和 年 月 日 電話		
標題 特定非営利活動法人に対する改善命令について			
このことについて、案の1により当該法人に通知することとしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、本件改善命令を行う旨を案の2により環境生活部長宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います。			
(要旨等)			
1 改善命令を行う法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
2 改善命令事項			
(1)			
(2)			
3 改善命令の原因となる事実			
(1)			
(2)			
4 提出期限			
令和 年 月 日 文書施行日の14日後			
(回議)			
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査 課員
			(決裁後回覧) 主査 課員
取扱区分	重要、例規、要県報掲載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 (案の1は配達証明)		

岩 手 県

(別紙 21)

岩手県達〇〇第〇〇号×
住 所××
特定非営利活動法人〇〇×

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第42条の規定により、.....
について、次のとおり改善を命じます。

令和 年 月 日

岩手県知事 〇〇 〇〇 

1 改善命令事項

(1)

(2)

2 改善命令の原因となる事実

(1)

(2)

3 改善報告書等の様式及び提出期限

書面により、令和 年 月 日 () までに提出すること。

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙 22)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人に対する改善命令について（通知）

この度、下記法人に対して別添写しのとおり改善命令を行ったので、通知します。

また、岩手県公式ホームページ上で若者女性協働推進室が管理するページにこのことを掲載して公表するようお願いします。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課 （職・氏名）

電話：9-〇〇-〇〇〇

設立の認証の取り消し

法第43条では「所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。」としている。

○改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき

- ・再度の改善命令
- ・法第47条に基づく罰金の賦課徴収

等の検討を行う。



- 1 設立の認証を取り消す場合は、別に定める「特定非営利活動促進法における不利益処分の聴聞手続について」（参考資料）により、聴聞を行う。
- 2 聴聞終了後、聴聞調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に酌み取り、当該法人の設立の認証の取消しを決定した場合は、「取消通知書」（別紙24）を当該法人に対して配達証明で送付する。
- 3 （別紙24）を発送した場合、広域振興局等はその写しを（別紙25）により環境生活部長に送付して通知する。
- 4 環境生活部若者女性協働推進室は、認証の取り消しを行った旨の通知を受けた場合、その旨を報道機関に資料提供するとともに県公式ホームページに掲載して公表する。
- 5 設立認証の取消処分を行った場合、（別紙26）により当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局に通知し、解散登記の嘱託を行う。
また、（別紙27）により当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所あて、NPO法人の解散について通知する。
- 6 残余財産等についての指導は、他の解散の場合と同様に行う。

(別紙23)

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決裁年月日	公印承認	発送年月日
文書番号	第 号	通数	
文書日付	令和 年 月 日		
起 案	令和 年 月 日 電話		
所 属			
職・氏名			
標題			
特定非営利活動法人に対する設立の認証の取り消しについて			
このことについて、案の1により当該法人に通知することとしてよろしいか伺います。 なお、御決裁の上は、本件認証の取り消しを行う旨を案の2により環境生活部長宛て、案の3により主たる事務所の所在地を管轄する法務局宛て、案の4により盛岡地方裁判所宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います。			
(要旨等)			
1 設立の認証を取り消す法人の名称等			
(1) 名称			
(2) 代表者の氏名			
(3) 主たる事務所の所在地			
(4) その他の事務所の所在地			
(回議)			
局長	〇〇〇〇部長	〇〇〇〇課長	主査 課員
			(決裁後回覧) 主査 課員
取扱区分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()		
発送区分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 (案の1は配達証明)		

岩 手 県

(別紙 24)

岩手県達〇〇第〇〇号×
住 所××
特定非営利活動法人〇〇×

.....ので、特定非営利活動促進法第43
条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付け岩手県指令〇〇第 号による特定非
営利活動法人の設立の認証を取り消します。

令和 年 月 日

岩手県知事 〇〇 〇〇 

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙 25)

第 号
令和 年 月 日

環境生活部長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人に対する設立の認証の取り消しについて（通知）

この度、下記法人に対して別添写しのとおり**設立の**認証の取り消しを行ったので、通知します。
また、岩手県公式ホームページ上で若者女性協働推進室が管理するページにこのことを掲載して公表するようお願いします。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課 （職・氏名）

電話：9-〇〇-〇〇〇

(別紙 26)

解散登記嘱託書

- 1 名 称
- 2 主たる事務所
- 3 登記の事由
- 4 登記すべき事項

上記のとおり登記の嘱託をする。

令和 年 月 日

岩手県〇〇広域振興局長 〇〇 〇〇

〇〇地方法務局 御中

(別紙27)

第 号
令和 年 月 日

盛岡地方裁判所長 様

〇〇広域振興局長

特定非営利活動法人に対する設立の認証の取り消しについて（通知）

この度、下記法人に対して**設立**の認証の取り消しを行ったので、特定非営利活動促進法第 32 条の 4 の規定に基づき通知します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

担当：〇〇部〇〇課 （職・氏名）

電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について

平成22年11月1日

岩手県政策地域部

(趣旨)

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動を行う非営利団体に対して、容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動を促進することを目的としている。

この特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）制度の創設によって、法人名義での契約や登記が可能となるなど継続的組織運営の基盤が整備されるとともに、法人の事業報告書等の情報の公開によって、活動について市民が参加し、利用し又はチェックしていくという仕組みが整備された。

また、NPO法は、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用している点が大きな特徴となっている。

一方、NPO法上、所轄庁は申請が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」（法第12条第1項）は認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示さなければならないことが求められているが、設立申請の増加する中で、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が必ずしも容易でないものも少なくない。さらには、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念されるところである。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある。

このため、内閣府においては、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにした「NPO法の運用方針」（平成15年3月25日）が策定（同年12月18日改定）され、本県においても、これまで運用の目安としてきたところである。

本県においても多くのNPO法人が設立認証を受け各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手として期待が高まっている中で、NPO法人制度の健全な発展を図る観点から、内閣府の運用方針に準拠しつつ本県におけるNPO法の運用方針を新たに定め、次の内容を盛り込むこととする。

- ① 設立認証の判断基準（「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性）及び設立後の運用判断基準を示し、NPO活動の透明性とさらなる活性化を図る。
- ② 監督権行使の基準や不利益処分の基準を示し、法令違反行為や社会的に悪影響を及ぼす行為に対し、所轄庁として法制度の信頼性や安定性を保障する見地から、看過することなく速やかに対応する。
- ③ NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行う「市民への説明要請」の実施方法を示し、NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図る。

本県では、これらを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行う。

1 設立認証の判断基準及び設立後の運用判断基準

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（NPO法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（NPO法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を示す。

また、法人設立後にも、適正に法人運営がなされているかの運用判断基準を示す。

(1) 定款記載事項

設立認証の判断基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

<説明>

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

(2) 特定非営利活動に係る事業

設立認証の判断基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

設立後の運用判断基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上であること。

※ 2事業年度連続して支出総額の3分の1以下である場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。ただし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（NPO法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

(3) その他の事業

ア 経営

設立認証の判断基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

設立後の運用判断基準

「その他の事業」は、正当な理由がない限り収益が上がることとなっており、赤字計上されていないこと。

※ 2事業年度連続して赤字計上されている場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（NPO法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業は、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

イ 収益

設立認証の判断基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

設立後の運用判断基準

「その他の事業」で生じた収益が、特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

※ 2事業年度連続して全額繰り入れられていない場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（NPO法第5条第1項）とされている。

したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、その他の事業の継続に必要な所要額を除き、速やかに特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4) 管理費

設立認証の判断基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

設立後の運用判断基準

管理費の総支出額に占める割合が、2分の1以下であること。

※ 2事業年度連続して3分の2以上である場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（NPO法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。

したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。

なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

2 監督権行使の基準

次の場合、NPO法人の監督及び指導を速やかに実施する。

(1) 業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査（NPO法第41条第1項）

ア NPO法違反

NPO法人の維持存続・運営に関する事項のうち特に重要なものは、報告徴収・立入検査を実施する。

法人の管理運営に係る事項については、自主的な改善を促し、一定期間の後、改善の見込みがないと思われる場合には、報告徴収・立入検査を実施する。

法人の意思決定に係る事項については、原則としてNPO法人内部の改善措置に委ねる。

ただし、法人運営が法を無視して継続され、関係者からの情報提供及び監督権限行使の要望が所轄庁に寄せられている場合は、報告徴収・立入検査を検討し、必要があると認めた場合には実施する。

なお、報告徴収・立入検査の対象となる違反行為（疑義も含む）は別に定めるものとする。

イ 行政法規違反

他の行政法規（NPO法以外）の違反については、当該法令の所管官庁が法令違反を理由とした処分又は違法性の認定を行った場合、報告徴収・立入検査を実施する。

ウ 刑事法規違反

NPO法人の役員等が、法人の事業として行った行為の中で刑事事件を犯した場合（当該事件の関係者からの情報提供や報道などから社会的な問題となっている場合も含む）、その内容、罪の軽重、社会的影響の程度などを考慮し、報告徴収・立入検査を実施する。

エ 行政処分違反

行政処分違反については、当該法令の所管官庁が当該行政処分に違反するものと判断した場合、報告徴収・立入検査を実施する。

オ 定款違反

定款違反についてはNPO法人の運営上の問題であることから、原則としてNPO法人内部の改善措置に委ねる。

ただし、総会手続違反などの意思決定に係る部分をはじめ、運営方法に重大な瑕疵があり、かつ、社員・監事・当該法人の受益者や利害関係者等から所轄庁に対して情報提供、報告又は監督権限行使の要望があり、当該利害関係者が、監事への申し立てや総会開催の要請などのしかるべき内部手続を講じても依然として改善される見込みがないなど、所轄庁として看過できない場合は、報告徴収・立入検査を実施する。

カ 市民への説明要請

法人に対して報告徴収を実施した場合は「市民への説明要請」を実施する。

また、報告徴収に対する回答が得られない場合も、その旨を踏まえ、再度、「市民への説明要請」を実施する。

なお、前記と併せ、実施した市民への説明要請や当該法人からの報告等については、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

3 不利益処分の基準

次の場合、NPO法人に対し、不利益処分を速やかに実施する。

（１）改善命令の実施（NPO法第42条）

NPO法第41条第1項の規定による調査などによりNPO法人に違法な事実があることが明らかになった場合は、違法事由の内容、違法性の程度などを勘案し、下記の方法により改善命令を行う。

なお、改善命令の対象となる違反行為は別に定めるものとする。

ア 弁明の機会の付与

NPO法人に対して、改善命令をしようとする場合には、当事者（当該行政処分の名あて人となる者）に対し、意見陳述・証拠書類等の提出の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う。

イ 改善命令の方法

弁明書の提出期限後2週間を経過しても提出がない場合又は弁明に正当な理由が認められない場合は、当該NPO法人に対し、改善命令を行う。

なお、改善命令は、当事者に対し文書により通知し、その内容は、改善の必要となる措置の内容、改善命令の原因となる事実をできる限り具体的に明示する。

さらに、改善に係る結果等（改善報告書）の提出期限を明記する。

ウ 改善命令の公表等

法人に対して改善命令を行った場合は、報道機関への資料提供を行うとともに岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

また、法人に対して、改善命令に対する「市民への説明要請」を併せて実施する。

なお、説明要請の内容や、その後、法人から提出された改善報告書は、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

（2）設立認証の取消処分（NPO法第43条）

設立認証の取消処分にあつては、再度の改善命令や改善命令違反に対する刑事罰（罰金刑）の告発など、当該NPO法人の違法状態を解消するために取り得る他の手段の有無についても十分に検討する。

なお、当該違法行為の程度、当該法人の取組（違法状態の改善のための取組状況や違法状態解消のための代替措置などの取組状況）も十分勘案し、法制度の信頼性や安定性に与える影響等を踏まえ、最終的に設立認証の取消しを行うか否かの判断をする。

設立認証の取消しにあつては、原則として改善命令を経ることとする。

ただし、違法行為をめぐる社会的状況が極めて深刻な場合であつて、改善命令によってはその改善を期待することができないことが客観的状況から判断できる場合に限り、改善命令を経ずして設立認証の取消しを行うものとする。

設立認証の取消しは、別に定める要件に該当する場合に限り行うものとし、下記の方法によって行うこととする。

ア 聴聞の手続

設立認証の取消しをする場合には、当事者に対し、意見陳述・質問等の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく聴聞を行う。

イ 設立認証の取消処分の方法

設立認証の取消しに関する決定については、聴聞調書の内容及び聴聞報告書に記載された主宰者の意見及びNPO法人事務所の現地調査等の結果を踏まえ、聴聞終結後速やかに行う。

設立認証の取消処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、文書により通知する。その内容は、取消しの原因となった違法行為の内容、違法の根拠となる法令の名称及び該当条文（定款にあっては該当条項）を明記する。

ウ 設立認証の取消処分の公表

設立認証の取消処分を行った場合は、当該行政処分の事実等について、報道機関への資料提供を行うとともに岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

エ 関係機関への通知

設立認証の取消処分を行ったときは、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項の規定に基づき、当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局で解散登記の嘱託を行う。

また、NPO法第32条の4の規定に基づき、当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所あてに、NPO法人の解散について通知する。

4 「市民への説明要請」の実施

（1）基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民からの信頼を得て、市民によって育てられていくものとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」（内閣府に設置された「NPO法の適切な運用等に関する検討会」報告（平成15年2月4日））としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望まれる。これにより、市民に対して、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるといった機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関する活動等を懸念する

様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も見受けられる。このような場合、先に述べた環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記（２）のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による市民への説明の内容につき、基本的に公開することとする。

（２）具体的な内容

ア 「市民への説明要請」を実施する場合

（ア）市民からの情報提供等による「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。

ただし、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。このため、市民からの情報提供、報道等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、認証段階で、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合や、監督段階で、必要な場合において実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、NPO法第25条第5項は、同法第12条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証時と同様に実施することとする。

（イ）事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。

（ウ）監督段階（NPO法第41条・42条）における「市民への説明要請」の実施

監督を行う際にも、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を実施することとする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（NPO法第41条第1項）。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、NPO法人がNPO法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（同法第42条）。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命ずるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

イ 「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、①おおむね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施する、②実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付することについて、文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

（ア）提供された情報内容等に関する事実関係

（イ）認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項

監督段階においては、報告徴収の報告の内容、改善命令に対する是正措置の内容

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

ウ 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがある。

なお、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

（例）

- ・ 申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられる。）

監督権行使及び不利益処分に係る実施基準について

平成22年11月 1 日

第 1 業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査の実施（特定非営利活動促進法第41条第 1 項）

1 特定非営利活動促進法（以下、この基準において「法」という。）違反

（1）法人の維持存続・運営に関する事項のうち、特に重要なもの

- ・ 法第 2 条（定義）違反
- ・ 法第 5 条（その他の事業）違反
- ・ 法第 8 条が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年第48号）第 78 条（代表者の行為についての損害賠償責任）違反
- ・ 法第12条第 3 号（暴力団非該当性）違反

（2）法人の管理運営に係る事項

- ・ 法第12条第 4 号（設立認証基準のうち社員数要件）違反
- ・ 法第15条（役員の数）違反
- ・ 法第19条（監事の兼職禁止）違反
- ・ 法第20条（役員の数）違反
- ・ 法第21条（役員との親族等の排除）違反
- ・ 法第22条（役員の数）違反
- ・ 法第24条第 1 項（役員の数）違反
- ・ 法第28条第 2 項（事業報告書等の閲覧）違反

（3）届出及び報告書等の未提出

- ・ 法第23条第 1 項（役員変更届）の未提出
- ・ 法第25条第 6 項（定款変更届）の未提出
- ・ 法第29条第 1 項（事業報告書等）の未提出
- ・ 法第31条第 4 項（解散届）の未提出
- ・ 法第31条の 8（清算人届）の未提出
- ・ 法第32条の 3（清算終了届）の未提出
- ・ 法第39条第 2 項（合併登記完了届）の未提出

第 2 改善命令の実施（法第42条）

1 法第12条第 1 項第 2 号（設立認証基準）の違反

- （1）特定非営利活動を行うことを主たる目的としていないことが認められる
- （2）営利を目的としていることが認められる
- （3）社員の資格の得喪について、不当な条件を付していると認められる
- （4）役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 を超えている
- （5）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていと認められる

(6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていると認められる

(7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていると認められる

2 法12条第1項第3号（設立認証基準）の違反

法人が暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当していることが、法第43条の2の規定に基づく警視総監若しくは警察本部長の意見聴取又は法第43条の3の規定に基づく警察本部長から県への意見により、確認できたとき。

3 法第12条第1項第4号（設立認証基準）の違反

法人が10人以上の社員を有していないことが、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から事実確認ができたとき。

4 法令又は定款に違反

前記以外の法の規定、法に基づく政令若しくはその他の法令（法律、政令、府省令のほか、人事院、会計検査院、裁判所、国会各議院の規則、地方公共団体の条例、規則等を含む。）の違反又は当該法人の定款の違反について、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から合理的に事実確認ができたとき。

5 法令に基づいてする行政庁の処分に違反（いずれかに該当した場合）

(1) 法第41条第1項の規定に基づく報告命令に対して報告をしなかった又は虚偽の報告をしたとき

(2) 法第41条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したとき

(3) 法第42条の規定に基づく改善命令に従わなかった又は回答しなかったとき

(4) 法人が行う事業等に関する関係法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

6 その運営が著しく適正を欠くと認めるとき（いずれかに該当した場合）

(1) 法人の監事から、法第18条第3号の規定に基づき、具体的な証拠書類を付した上で、法人の業務又は財産に関し不正な行為について所轄庁に報告があったとき

(2) 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなり、法第31条の3に定める破産手続開始の決定の要件に該当したとき

(3) 法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められるとき

第3 設立認証の取消し（法第43条第1項、第2項）の実施

1 法第42条に基づく改善命令に従わなかった場合又は改善命令の期限内に回答がなかった場合であって、次のいずれかに該当したとき

- (1) 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
- (2) 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができない場合又は行ってもその改善が見込まれないとき
- (3) 法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき）
- (4) 法人の役員全員の所在が不明であるとき

2 過去3年以上にわたって法第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき

- (1) 法第29条第1項及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条第1項の規定により義務付けられた、毎年1回の提出期限（法人の事業年度始めの3月以内）を経過した時点において、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等を過去3年間にわたって1度も提出していないときに適用する。
- (2) ただし、休眠法人（法第29条第1項の規定により義務付けられた書類の提出を行わない法人をいう。）の整理のための規定であることを踏まえ、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等のうちいずれか1つの書類でも提出している場合及び法人が不完全な書類（法定の記載事項を満たしていない書類をいう。）を提出している場合には、前記（1）を適用しない。

なお、書類の一部提出及び不完全な書類の提出は、法第29条第1項違反に該当するため、法第42条の規定による改善命令の対象となる。

3 法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき

- (1) 法第42条の規定による改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかなきときは、次のいずれかに該当した場合をいう。
 - ア 法人が違法行為（詐欺行為、暴力行為等）を行っていることが明らかであるとき
 - イ 改善命令を行っている間にも、市民が当該違法行為による深刻な被害を被るおそれがあるとき
 - ウ 違法行為による被害者が続出し、速やかに監督権限を行使しなければ、法の趣旨が著しく損ねられる可能性が高いとき
 - エ 法第10条第1項第2号イ及びロ、並びに同項第4号の書類における虚偽が明らかに認められるとき
- (2) 他の方法により監督の目的を達することができないときは、次のいずれかに該当した場合をいう。

- ア 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
- イ 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができないとき又は行ってもその改善が見込まれないとき
- ウ 法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき）
- エ 法人の役員全員の所在が不明であるとき
- オ 法人の役員が社員の所在を把握しておらず、法人の総会が年1回開催されていないとき

市民への説明要請実施基準について

平成22年11月 1 日

1 市民から情報等が寄せられたときの対応

(1) 実施基準

市民から情報等が寄せられたときには、アからエの基準に基づき、総合的に判断した上で、当該団体に対して、運用方針に定める市民への説明要請を行う。

ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

ア 情報提供が概ね5件以上で複数の者からの提供であること

イ 情報提供の内容に合理性があり、法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報であること

ウ 客観的証拠があること

エ 情報提供者の属性に問題がないこと（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）

緊急の場合とは、運営が著しく適正を欠いている疑いがあり、速やかに対応する必要がある場合などである。

(2) 報告期限

当該団体に対して17日以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

NPO法人から回答があったときは、原則として1か月間、これを岩手県公式ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）に掲載し、公表する。

改善がみられない場合には、改善が見受けられるまで期間を延長して公表する。

また、1か月の報告期限を過ぎても回答がない場合にも、回答があるまで、その旨を岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

2 法令に基づく書類を提出しないときの対応

(1) 実施基準

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条第1項の規定による提出期限後1か月を経過しても、NPO法第29条第1項に規定する事業報告書等の書類が提出されていない場合は、当該法人に対して書類の提出を督促する。

督促して1か月経過しても提出されない場合には、再度督促する。

再度督促して2か月経過しても、なお書類が提出されない場合には、裁判所に対して、過料事件通知書を送付する。

3年以上にわたって提出がない場合には、市民への説明要請を実施する。

(2) 報告期限

当該団体に対して17日以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告を求めたとき、及び②当該団体から報告がなされたとき、又は③期限を過ぎても当該団体から報告がなされなかったときに、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

なお、岩手県公式ホームページでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとする。

3 報告徴収、改善命令等を実施したときの対応

(1) 実施基準

報告徴収、改善命令等のNPO法上の監督を実施した場合、及び当該NPO法人が報告や改善措置等を行わない場合は、この旨岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

(2) 報告期限

当該団体に対して14日（報告徴収は17日）以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告徴収、改善命令等を実施したとき、及び②当該団体から報告等がなされたとき、又は③の期限を過ぎても当該団体から報告等がなされなかったときに、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

なお、岩手県公式ホームページでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとする。

4 岩手県公式ホームページにおける公開基準

(1) 方法

原則として、当該団体から提出された文書をスキャナにより複写して公開する。

(2) 公開しない場合

次の場合には、当該団体から提出された文書の記載の一部を削除して公開するものとする。

ア 個人情報保護の観点から公開することが適切でない記載がある場合

イ 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある記載がある場合

ウ 政治活動又は宗教活動に該当する記載がある場合

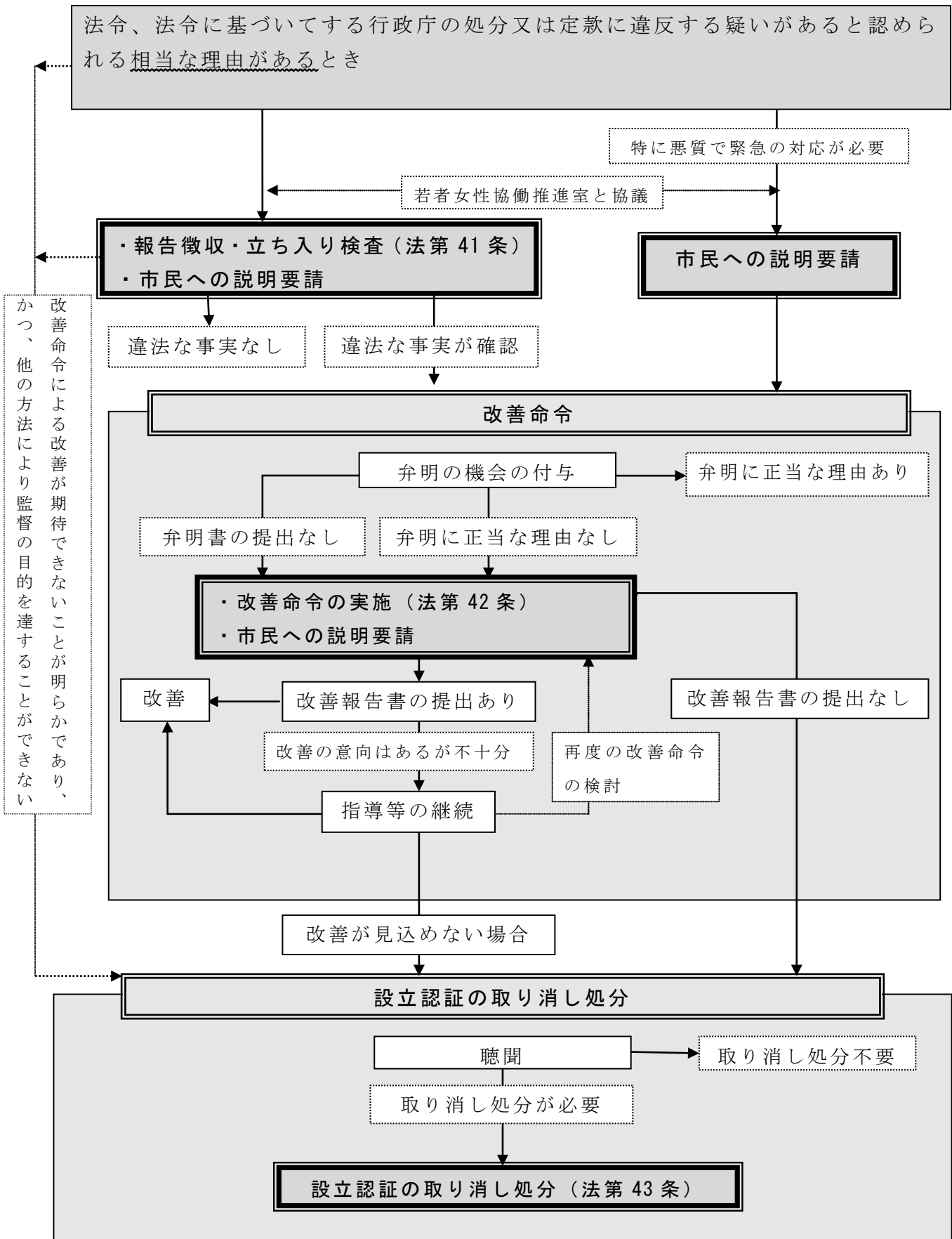
エ 営利活動に該当する記載がある場合

オ 犯罪を誘発し、又はそのおそれのある情報を提供する記載がある場合

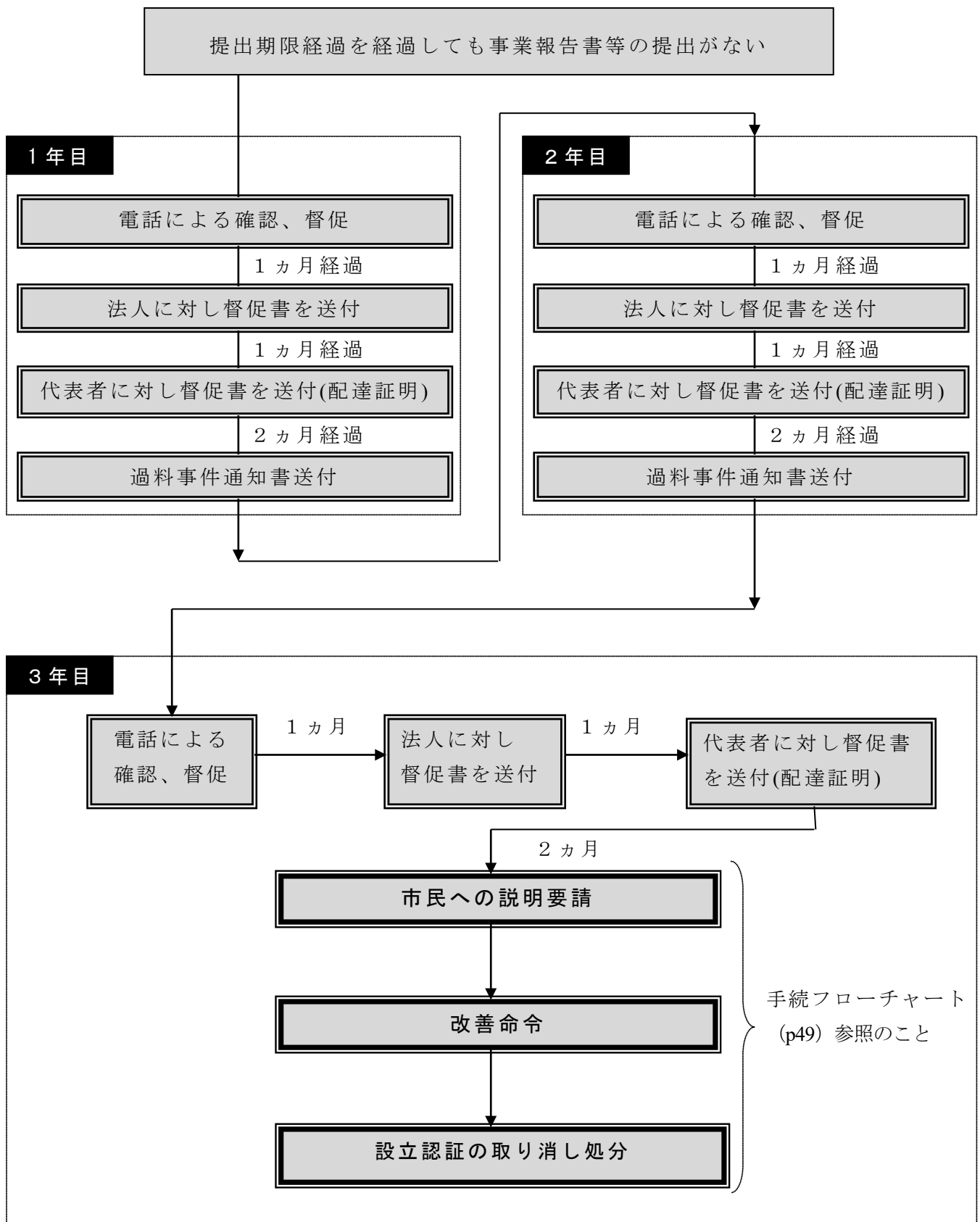
カ 公序良俗に反する記載がある場合

キ その他市民への説明要請の趣旨に反する記載がある場合

手続フローチャート



手続フローチャート（事業報告書未提出）



※ 事務処理要領施行時点において事業報告書未提出団体にあつては、未提出の経過年を踏まえて、以後の手続について適用するものであること。

特定非営利活動法人(NPO法人)の監督について

I 本県におけるNPO法人の状況

NPO法施行10年が経過し、本県においても多種多様なNPO法人が設立されている。これらの法人を介して、多くの県民が社会貢献活動に参加しており、NPO法人は、本県の市民活動活性化に一定の役割を果たしてきたものとする。

一方、近年、解散する団体が増加傾向にあり、依然として運営基盤が脆弱な団体が多数見受けられる。

また、市民等から法人の違法行為や不適切な運営を指摘する情報提供が寄せられており、法人制度の信頼性を揺るがすような悪質な団体の発生も懸念される。

II NPO法の理念と市民の声

1 特定非営利活動促進法(NPO法)の理念

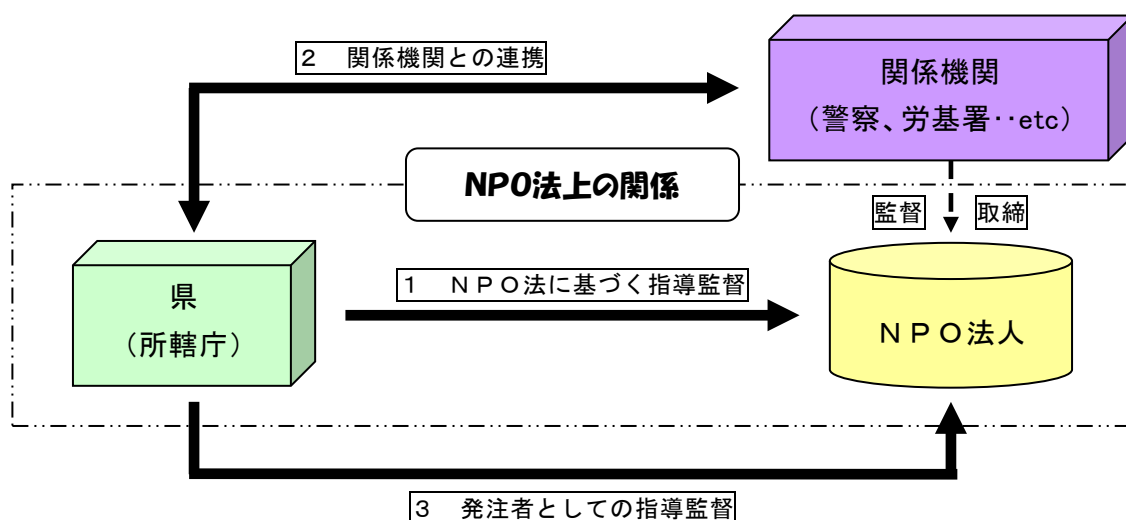
- (1) 自主性・自律性を尊重する観点から行政の関与を極力抑制 ⇒ 認証主義の採用
- (2) 市民の信頼を得て、市民によって育てられるべき ⇒ 広範な情報公開制度

2 これまでに寄せられた市民等からの情報提供

- (1) 暴力団との関係の指摘【NPO法違反】
- (2) 違法行為の指摘
- (3) 不適切運営 (雇用・労働環境等) の指摘

疑いに対する所轄庁の積極的な関与を求める声

III 市民等からの情報提供に対する県の対応



1 NPO法に基づく指導監督

NPO法が規定する指導監督のほか、法の理念である「市民による選択・監視機能」が一層発揮されるための環境整備として、疑いのある法人に対して自主的な説明を行うよう要請する。

(1) 認証段階

市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなどの場合に、申請者に対して「市民への説明要請」（提供された情報内容等に関する事実関係、認証基準への適合性を積極的に示す事項）を行う。

この結果、法令違反が確認された場合は不認証とする。

(2) 監督段階

NPO法に基づく「報告徴収・立入検査」、「改善命令」の対象となり得る要件が認められた場合に限って、当該法人に対して「市民への説明要請」を行う。

この結果を踏まえて、必要に応じてNPO法に基づく監督権を行使する。

【NPO法に基づく監督】

監督の種類	監督を行うケース	備考
報告徴収・立入検査 ＜法第 41 条＞	「法令」、「法令に基づいてする行政庁の処分」または「定款」（以下、「法令等」）に違反する疑いがあると認める <u>相当な理由</u> があるとき	【法令等違反の疑いの判断】 法に規定されている事業報告書等や定款等に基づいて判断 【相当な理由】 客観的・合理的な理由があること
改善命令 ＜法第 42 条＞	①NPO法人が認証基準の要件を欠くに至ったと認めるとき ②法令等に違反するとき ③運営が著しく適正を欠くと認めるとき	【監督権行使の判断】 報告徴収・立入検査の結果、または所轄庁への提出書類や任意に収集した資料に基づいて判断 【運営が著しく適正を欠くとき】 法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められる場合
認証取消 ＜法第 43 条＞	①第 42 条の命令に違反した場合で他の方法により監督の目的を達することができないとき ②3年以上にわたって事業報告書等を提出しないとき	【改善命令を経ない認証取消】 改善命令では改善を期待することができないことが明らかで、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ずに認証を取り消すことが可能

2 関係機関との連携

所轄庁としての監督は、NPO法以外の他の法令等への違反も対象となるが、現実的には当該法令を所管する関係機関（警察、労基署等）の処分が前提となるため、当該機関との連携が不可欠である。

具体的には、市民からの情報提供や報道等によって、NPO法人の法令等違反が疑われる場合は、関係機関に当該事実の照会を行い、違反の事実が確認された場合は、関係機関と連携のうえNPO法に基づく指導監督を行う。

3 発注者としての指導・監督

県と契約関係にあるNPO法人に対しては、発注者として適切な指導・監督を行う。

また、協働事業においては、協働推進マニュアル等に基づき、事業が高い成果を挙げられるよう互いの特性を生かした対等な立場の協力関係の構築を進める。

裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律に基づく協議等について

1 裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律

平成 16 年 12 月に施行された「裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律」は、訴訟手続きによらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者（法律上は「認証紛争解決事業者」）が関与してその解決を図る手続を促進するものであり、法律のスキーム上、この第三者を法務大臣が認証することになっている。（法第 5 条）

（民間紛争解決手続の業務の認証）

第 5 条 民間紛争解決手続を業として行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

2 NPO 法人による認証紛争解決事業者の認証申請時の法務省からの協議

認証紛争解決事業者については、民間の紛争を解決する事業を行っている NPO 法人も認証申請が可能である。

NPO 法人が認証申請を行った場合、法務省から法第 29 条の規定に基づき、法第 9 条第 1 項の規定に準ずる協議が届くが、この第 9 条は、法人を「所管・許可・認可」する大臣に対し、法務大臣の認証の是非について正式に協議するものである。

（協力依頼）

第 29 条 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（認証に関する意見聴取）

第 9 条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

3 法務省からの協議に係る取り扱い（内閣府からの依頼事項）

NPO 法の所轄庁は、法人を「所管・許可・認可」しているわけではない以上、協議の対象たりえないと考えられることから、内閣府において法務省に協議の上、法第 29 条に基づく照会については、NPO 法上に明記された監督に係る部分に限定して回答することとした。

このため、法務省から事前に連絡があった場合は、これを参考として対応するとともに、事前の連絡がなく「法第 9 条の規定に準ずる協議」があった場合は、回答し得る範囲で応じるよう調整に努めていただきたい。

特定非営利活動促進法における
不利益処分の聴聞手続について

令和5年4月

岩手県環境生活部

目 次

1	聴聞に関するスケジュール	1
2	聴聞手続について	2
3	様式	5
4	聴聞実施の手引	14
	聴聞の必要書類について	15
	別紙 1 聴聞の配置図例	16
	別紙 2 聴聞の概要について	17
	別紙 3 聴聞の当日について	18
	別紙 4 聴聞の注意事項について	19
	別紙 5 聴聞シナリオ（例）	20
	別紙 6 不利益処分説明書（様式）	23
	別紙 7 聴聞出席者受付表（様式）	24
	別紙 8 聴聞記録（様式）	25
	別紙 9 聴聞調書（様式）	26
	別紙 9－2 報告書（例）	27
	参考（指令取消書例）	28

1 聴聞に関するスケジュール

時 期	事 項	備 考
35日前	◇行政庁が主宰者を指名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁は、主宰者として職員を指名 ・主宰者補助（記録・調書作成補助、1名）及び行政庁側説明者（1名以上）を選定
31日前	◇聴聞通知書を不利益処分の名あて人（当事者）へ通知	<ul style="list-style-type: none"> ・聴聞開催日時、場所等を決定 ・法人の主たる事務所あて聴聞通知書を送付 ・通知が返送されてきた場合は、理事又は監事あてに再送付 ・必要情報の教示（当事者は代理人を選任することができる、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる等）
(24日前)	◇不利益処分の名あて人となる者の所在が判明しない場合は、掲示場に掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・理事又は監事あてに再送したにもかかわらず返送されてきた場合は、県掲示場に掲示（掲示した日から2週間を経過した時点で、当該通知がその者に到達したものとみなされる）
聴聞開催日	◇聴聞の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・行政庁の職員が不利益処分の根拠法令等を当事者等に対し説明（通知事項の読み上げでも可） ・反証を促すための閲覧用の証拠書類を用意 ・当事者等から証拠書類の提出及び行政庁への質問（当事者は、補佐人とともに出頭することができる） ・閉会 ・審理は原則非公開（ただし、特定非営利活動促進法第43条第3項の規定による請求があった場合は、公開により行うよう努める）
	◇聴聞の終結	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者等の全部若しくは一部が正当な理由なく出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類を提出しない場合等は、意見を述べる機会等を与えず聴聞を終結できる。
	◇聴聞調書及び報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成 ・主宰者は、聴聞終了後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、聴聞調書とともに行政庁に提出（当事者等は調書及び報告書の閲覧を求めることができる）
	◇不利益処分の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁は、聴聞調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に考慮し、これを酌み取って不利益処分の決定を行う
	◇取消し通知の起案作成	
	◇処分通知等の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に理由を付して通知
	◇記者発表	<ul style="list-style-type: none"> ・記者クラブ及び岩手県公式HP上等で公表

2 聴聞手続について

1. 聴聞の主宰者の指名（行政手続法第 19 条関係）

聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する（行政手続法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項）と規定されている。主宰者は「行政庁の職員」を原則としているのは、①聴聞に係る処分に関連する専門的知識を有していることが前提であること、②聴聞は行政処分に係る事前手続であって、処分庁の職員が行うことが能率的であり、迅速に処理できること、を理由とするものであり、岩手県においては、主宰者が法第 19 条第 2 項（当該聴聞の当事者等）に該当する場合を除き、広域局にあつては経営企画部長又はその指名する職員、地域振興センターにあつては所長又はその指名する職員が主宰することとする。

【関係法令・通知】

行政手続法の施行に当たって

（平成 6 年 9 月 13 日総管第 211 号・各省庁事務次官等あて総務事務次官通知）

第三 不利益処分関係

七 主宰者の指名（第 19 条関係）

3 本条は不利益処分を行う立場にある課等の責任者を主宰者に指名することを排除するものではないが、当該行政庁の組織等の態様に応じ、当該責任者以外の職員を主宰者に充てることが可能である場合にあつては、国民の聴聞運営への理解に資する観点からは、当該責任者以外の職員を主宰者に指名するなど配慮することが望ましいと考えられること。

なお、運用上、主宰者を補佐する職員を置いて補助的な業務（調書等の作成に関する経過の記録等）を行わせる場合には、同様の観点から、その聴聞に係る事案の調査検討に携わった職員以外の職員を充てるよう配慮すること。

2. 聴聞開催通知を不利益処分の名あて人（当事者）へ通知（法第 15 条関係）

（1）当事者の所在が把握できている場合（別紙様式例 1「聴聞通知書」参照）

聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において書面により通知しなければならないが、かつ、通知と同時に不利益処分の原因となる事実を証する書面の閲覧等の権利行使を当事者に教示しなければならない（法第 15 条第 1 項、第 2 項）。

なお、聴聞手続が有効かつ効果的に行われるためには、その名あて人となるべき者が防御の準備を行ううえで十分な期間が確保される必要があり、所在が判明しない場合の調査期間（1～2 週間）を含めて 30 日後を目途に設定することとする。

（2）当事者の所在が判明しない場合（別紙様式例 2「聴聞公示通知書」参照）

行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の存在が判明しない場合においては、①送達すべき書類の名称・種別、②送達を受けるべき者の氏名、③その書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を、掲示場に掲示することにより通知する。この場合、掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に、当該通知がその者に到達したものとみなされる（法第 15 条第 3 項）。

この場合の存在が判明しない場合とは、「あらかじめ、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明していない場合や聴聞の通知を郵送により行ったものの居所が不明である場合などにおいて、必要に応じて追跡調査を行ってもなお相手方の住所及び居所等が不明である場合」とのことから、単に法人の主たる事務所宛の通知が返送されたことが「所在が判明しない」とは考えられず、再度役員に対して通知してもなお所在が判明しない場合等において公示送達による通知を行うことができると解される。

3. 代理人の資格（法第 16 条関係）

当事者は、代理人を選任することができる。この場合、代理人の資格は、書面で証明しなければならない。（別紙様式例 3「代理人資格証明書」参照）

代理人の資格や人数について特段の制限はないが、聴聞の審理における手続を混乱させるなどの行為を行った場合などには、主宰者が当然保有する聴聞指揮権により聴聞の場からの退場を命ずるといった運用により対処していくことが適当である。

なお、代理人がその資格を失ったときは、当事者は、代理人資格喪失届（別紙様式1）により届け出なければならない。

4. 参加人の参加許可（法第17条関係）

主宰者は、必要があると認めるときは、当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。この場合の許可申請は、聴聞の期日の1週間前までに、参加許可申請書（別紙様式2）により行わなければならない。

5. 文書等の閲覧（法第18条関係）

当事者及び参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合の資料の閲覧請求は、資料閲覧請求書（別紙様式3）により行わなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができる。

行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を指定して当該請求をした者に通知しなければならない。

6. 聴聞（審理）の方式（法第20条関係）

人員構成	主宰者	1名
	主宰者補助	1名（記録・調書作成補助）
	行政庁側説明者	1名以上

(1) 行政庁の職員は、聴聞の冒頭において、不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当事者等に対し説明する。（聴聞通知事項の読み上げでも可。）

なお、当事者等は文書閲覧権の行使（法第18条）による証拠の閲覧が可能なので、開示するための証拠書類の用意が必要である。

(2) 当事者又は参加人は、①不利益処分の原因となる事実に関する意見陳述、②証拠書類等の提出、③主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問する権利を有する。

また、当事者等は、許可を得て補佐人とともに出頭することができる。この場合の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（別紙様式4）により行わなければならない。聴聞の審理における補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなされる。

(3) 主宰者は、当事者の権利利益の保護に資するとの趣旨から、当事者等に対して自己に有利な証拠書類等の提出をするよう促すことができる。これは、主宰者が、不利益処分の原因となる事実を立証することとなる証拠書類等の提出まで促すことができるものではない。

7. 陳述書等の提出（法第21条関係）

当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。この場合、陳述書には、提出する者の氏名及び住所並びに聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載する。

8. 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結（法第23条関係）

主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由がないにも関わらず聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しなかった場合には、聴聞に係る手続保障を放棄したもののみならず、改めて当事者に意見陳述等の機会を与えることなく聴聞を終結することができる。また、正当な理由があって聴聞の期日に出頭できない場合でも、引き続き聴聞期日への出頭が相当期間見込めず、かつ、陳述書等も提出しないときには、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限の到来をもって聴聞を終結することができる。

ただし、聴聞の期日に当事者等の一部が出頭しないときであっても、聴聞は当事者等の意見を述べる機会を与えるものであるという趣旨からは、当事者等の全てが必ず出頭しないと聴聞の意味をなさないというもでは必ずしもないことから、当該期日に聴聞の審理を行うことに支障はないことが多いと考えられる。

※ 正当な理由…当事者の責に帰すべからざる理由（天災、交通機関の途絶等）、やむを得ないと認められる理由（交通事故により入院している、海外出張中等）

9. 聴聞調書及び報告書の作成（法第 24 条関係）

主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。なお、当事者等が出席しなかった場合等により審理が行われなかった場合は、その段階で調書を作成することとなる。

また、主宰者は聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張、及びその主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由）を作成し、調書とともに行政庁に提出しなければならない。聴聞調書及び報告書の行政庁への提出に当たっては、あわせて当事者等から提出された証拠書類等を添付すること。

当事者又は参加人は、聴聞調書及び報告書の閲覧を求めることができる。この場合、聴聞調書（報告書）閲覧請求書（別紙様式 5）により、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては知事に提出して行わなければならない。主宰者又は知事は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を指定して、当該請求者に通知しなければならない。

10. 不利益処分の決定（法第 26 条関係）

行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌して決定をしなければならないこととされており、聴聞調書や報告書の内容を十分考慮し処分の決定をする。

不利益処分の決定に当たっては、聴聞の対象となった不利益処分の事実以外の事実に基づいて不利益処分をすることがあってはならない。この場合には、改めて当該新事実についての聴聞を行うことが必要である。

11. 審査請求の制限（法第 27 条）

法第 3 章第 2 節の規定に基づいて行う聴聞手続きの中での処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

3 様式

様式 1

年 月 日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

代 理 人 資 格 喪 失 届

次のとおり代理人がその資格を失ったので、行政手続法第16条第4項の規定により届け出ます。

1 聴聞の件名

2 資格を失った代理人

氏 名	住 所	職 業	生年月日	資格を失った 年月日

様式 2

年 月 日

主宰者 様

住所
氏名 印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

参 加 許 可 申 請 書

次のとおり聴聞に関する手続に参加人として参加したいので、行政手続法第17条第1項の許可を申請します。

聴聞の件名			
参加の理由			
連絡先		電話番号	

様式 3

年 月 日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
氏名 印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

資 料 閲 覧 請 求 書

行政手続法第18条第1項の規定に基づき、次のとおり資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の内容	

様式 4

年 月 日

主宰者 様

住所
氏名 印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

補佐人出頭許可申請書

行政手続法第20条第3項の規定に基づき、次のとおり補佐人とともに出頭したいので、許可を申請します。

1 聴聞の件名

2 聴聞の期日

3 出頭する補佐人

氏名	住所	職業	生年月日	補佐する事項	補佐人を必要とする理由

様式 5

年 月 日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
氏名 印

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

聴聞調書（報告書）閲覧請求書

行政手続法第24条第4項の規定に基づき、次のとおり聴聞調書（報告書）の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする調書又は報告書の件名	

様式例 1 (法第15条第 1 項関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

聴 聞 通 知 書

不利益処分に係る聴聞を次のとおり行いますので、行政手続法第15条第 1 項の規定により通知します。

聴聞の件名				
予定される不利益処分の内容				
根拠となる法令等の条項				
不利益処分の原因となる事実				
聴聞の期日		令和 年 月 日 時 分から		聴聞の公開・非公開の別 公開 ・ 非公開
聴聞の場所				
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	○○広域振興局経営企画部		
	所在地	○○市○○ 丁目 番 号 電話番号 ○○○-○○○-○○○○		
聴聞の主宰者		職名		氏名

備考 聴聞についての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

聴聞についての留意事項

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日の出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。閲覧を希望する場合は、知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成6年岩手県規則第204号。以下「聴聞規則」という。）様式第4号による資料閲覧請求書を提出してください。
- 3 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人に聴聞の期日に出頭させ、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出することができます。この場合には代理人の資格を証明する書類を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞規則様式第5号による補佐人出頭許可申請書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。この場合には、聴聞規則様式第1号による聴聞期日（場所）変更申出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

様式例 2（法第15条第 3 項関係）

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第 3 項の規定により、次のとおり公示します。

不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付しますので、申し出てください。

年 月 日

行政庁

印

- 1 聴聞の件名
- 2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名
- 3 聴聞の期日
年 月 日 時 分から
- 4 聴聞の場所
- 5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地等
 - (1) 名 称 ○○広域振興局経営企画部
 - (2) 所在地 ○○市○○ 丁目 番 号
 - (3) 担 当 ○○担当
 - (4) 電 話 ○○○-○○○-○○○○

備考 この掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、聴聞通知書が不利益処分の名あて人となるべき者に到達したものとみなされます。

様式例 3 (法第16条第3項関係)

年 月 日

様

住所
氏名

印

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

代 理 人 資 格 証 明 書

下記の者について、私の代理人として選任し、聴聞に関する一切の行為をする権限を委任した者であることを証明します。

1 聴聞の件名

2 代理人

氏 名	住 所	職 業	生年月日

4 聴聞実施の手引

聴聞の必要書類について

- 1 聴聞配置図（別紙 1）
- 2 聴聞の概要（別紙 2）
- 3 聴聞当日（別紙 3）
- 4 聴聞の注意事項（別紙 4）
- 5 聴聞シナリオ（別紙 5）
- 6 不利益処分説明書（別紙 6）
- 7 聴聞出席者受付表（別紙 7）
- 8 聴聞記録（用紙）（別紙 8）
- 9 聴聞調書（別紙 9）
- 10 資料

行政手続法、県行政手続条例、特定非営利活動促進法

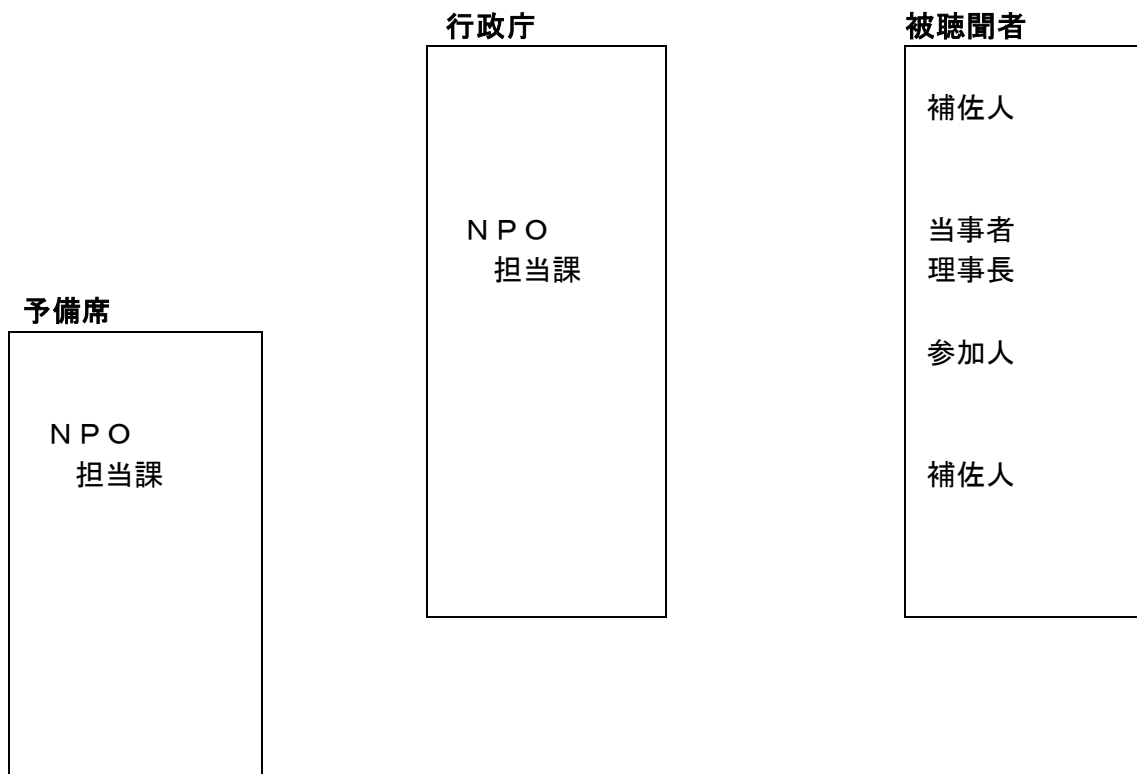
聴聞の配置図例

日時 令和〇年〇月〇日 ()

時 分

場所

主 宰 者	書 記
-------	-----



—
入
口
—

別紙 2

「特定非営利活動法人〇〇」聴聞の概要について

令和〇年〇月〇日
〇〇課

- 1 日 時
令和〇年〇月〇日（ ）

午前〇時〇分から
- 2 場 所
〇〇会館 〇〇会議室
所在地
電話番号
- 3 聴聞の件名
特定非営利活動促進法に基づく認証の取消しについて
- 4 根拠法令
特定非営利活動促進法第43条第1項
- 5 被聴聞者
〇〇市〇〇
特定非営利活動法人〇〇
理事長 〇〇〇〇

「特定非営利活動法人〇〇」聴聞の注意事項について

1 聴聞の趣旨

行政庁が、特定非営利活動促進法第43条第1項に基づき、特定非営利活動法人の認証の取消しを行う場合には、行政手続法に基づき聴聞を行うこととされており、被聴聞者には、行政庁が予定する不利益処分内容及び根拠法令の条項並びにその原因なる事実に対して、口頭による意見陳述・質問等の防御権を行使する機会が付与されている。

聴聞は、主宰者が、聴聞の審理の場において、秩序維持権、議事整理権等の聴聞指揮権を行使して、行政庁の事実認識に判断の誤りがないかどうか、自己の責任において評価（意見）を行うものである。聴聞に当たっては、行政手続法の趣旨・目的に沿って、適切に行われる必要がある。

2 聴聞時の録音

主宰者は聴聞後において、聴聞調書及び報告書を作成することが義務付けられていることから、聴聞調書等の作成に当たっては、発言者の趣旨を正しく理解することが肝要であり、記録・録音は不可欠であると考えられている。

聴聞時の録音は、法令等において禁止されているものではないが、被聴聞者のプライバシー保護に配慮して、被聴聞者の同意を得た上で行うことが適当と考えられる。

実務的には、聴聞開始前に、主宰者側が被聴聞者から同意を得て行うこととなる。

なお、被聴聞者から、録音の閲覧請求があった場合は、拒否できる合理的な理由が存在しない限り、応じるべきと考えられる。

3 聴聞後の事務処理

被聴聞者が、行政庁の処分の原因となる事実について概ね認めた上で、当該事実の一部について事実否認のやり直しを求めた場合には、聴聞終了後に対応することとする。

4 関係法令等は、別紙のとおり。

主 宰 者

（聴聞開始宣言）

ただいまから、行政手続法第13条第1項の規定により、特定非営利活動法人〇〇会に対する、特定非営利活動促進法に基づく法人認証取消処分に係る聴聞を行います。

この聴聞は、行政庁が不利益処分を行うに当たり、事前に当事者に意見陳述、証拠書類等の提出及び行政庁に対する質問の機会を与えるために開催するものです。

時間は、1時間を予定しており、非公開です。

（主宰者自己紹介）

私は、行政手続法第19条の規定に基づき行政庁から主宰者に指名されました岩手県〇〇広域振興局経営企画部〇〇課の〇〇と申します。

（確認事項）

聴聞開始に先立ち、ご了解を得ておきたい事項がございます。主宰者は聴聞後において、聴聞調書及び報告書を作成することになっております。

このため、聴聞内容を録音し、発言内容を正確に記録させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（主宰者側職員紹介）

ここで、主宰者側の職員を紹介します。

書記を務めます〇〇課（主査）の〇〇です。

（行政庁側職員紹介）

次に、行政庁の職員を紹介してください。

行 政 庁

それでは、私から、行政庁側の職員を紹介いたします。

岩手県〇〇広域振興局経営企画部〇〇課の

〃

〃

〃

私は、〇〇課の

です。

主 宰 者

（当事者確認）

次に、当事者等の確認をさせていただきます。

当事者は 特定非営利活動法人〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇

代理人は

補佐人は

参加人は

代理人は

補佐人は

以上のおり相違ありませんか。（本人確認）

当事者

ありません。

補佐人

ありません。

参加人

ありません。

主宰者

【参加人がいる場合】

では、審理に入りますが、意見陳述等をするときに、当事者の方と参加人の方で利害が対立することにより不都合が生じる恐れのある場合は、申し出ていただければ、一方の方について一時退席してもらうこともありますので、申し添えます。

【参加人がいない場合】

では、審理に入ります。

(発言等に対する注意)

次に、聴聞に当たっての注意事項を説明します。

発言及び証拠書類等の提出は、私の指示に従って行ってください。

また、補佐人が行った発言は、当事者が直ちに取消さない限り、当事者が行ったものとしします。

なお、質問に当たっては、私の許可を受けてから行ってください。

もし、私の指示に従わない場合、聴聞の進行を妨げた場合、不当な行為をした場合には、退場を命じることがありますので、注意してください。

主宰者

(不利益処分の内容等の説明)

それでは、行政庁から、予定されている不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実を説明してください。

行政庁

別紙「不利益処分説明書」により説明。

主宰者

ただいま、行政庁から説明のあった不利益処分の原因となる事実等について、何か意見、質問等がありましたら述べてください。

また、陳述書など意見等を記載した文書又は証拠書類等がありましたら提出してください。(以上、当事者、参加人ごとに行わせる。)

当事者

意見等がある場合は申し述べる。

補佐人
参加人

ない場合は「ありません」。

【陳述書を持参した場合】

当事者
(参加人)

陳述書を持参しましたので、陳述させてください。

主宰者

陳述してください。

当事者
(参加人)

陳述

主宰者	ただいま、当事者から陳述がありました。行政庁は何かありますか。
行政庁	ある場合は説明、ない場合は「ありません」。
主宰者	【当事者（参加人）から質問があった場合】 ただいま、当事者から質問のあったことについて行政庁は答えてください。
行政庁	質問への回答。
主宰者	ただいまの行政庁の説明について意見等がありましたら、当事者（参加人）は申し出てください。
主宰者	【証拠書類等の提出があった場合】 それでは、この証拠について説明してください。
主宰者	ほかに、何か全体を通して行政庁、当事者（参加人）、補佐人から質問等はありませんか。
行政庁	ありません。
当事者	ありません。
補佐人	ありません。
参加人	ありません。
主宰者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○聴聞終結宣言 主宰者が行政庁の事実認定を評価できた場合</p> <p>○聴聞の続行 主宰者が行政庁の事実認定を評価できない場合</p> </div> <p>【聴聞終結の場合】 （意見、質問等が）ないようですので、以上をもって行政手続法第13条第1項の規定による聴聞を終了いたします。 この聴聞の結果を踏まえて、処分について決定することになります。 なお、処分を行うまでの間に、新たな事情が生じた場合には、必要に応じ、行政手続法第25条により聴聞を再開する場合がありますので、念のために申し添えます。</p> <p>【聴聞続行の場合】 本日の審理の結果、なお、聴聞を続行する必要があると認められますので、行政手続法第22条の規定により、期日を改めて設定することといたします。次回の期日及び場所については、後日通知いたします。</p>

不 利 益 処 分 説 明 書		
被聴聞者	名 称	
	所在地	
	氏 名	
<p>【予定される不利益処分の内容】 下記の特定非営利活動法人に係る設立の認証（令和 年 月 日付け指令〇〇第 号）の取消しについて 特定非営利法人〇〇 〇〇市 丁目 番 号 理事長 氏 名</p>		
<p>【不利益処分の根拠となる法令の条項】 特定非営利活動促進法第 条第 項</p>		
<p>【不利益処分の原因となる事実】</p>		

聴 聞 調 書

- 1 聴聞の件名
- 2 聴聞の期日
- 3 聴聞の場所
- 4 聴聞の主宰者の職名及び氏名
- 5 聴聞参加者の氏名及び住所
- 6 行政庁の職員の職名及び氏名
- 7 (1) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所
(2) 聴聞参加者のうち当事者及び代理人にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- 8 聴聞参加者の陳述した意見の要旨
- 9 行政庁の職員が行った説明の要旨
- 10 提出された証拠書類等の標目
- 11 その他参考となるべき事項

報 告 書 (例)

【処分対象法人】

法 人 名
所 在 地
代表者氏名

1 意見及び理由

上記法人に係る、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定による法人設立の認証（令和 年 月 日付け指令〇〇第〇〇号）については、取消が相当

（理 由）

（1）事業報告書等（役員名簿、定款）の提出を3年以上にわたって提出していないこと

2 不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張

今回予定されている行政処分の趣旨は理解した。

3 上記主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由

令和 年 月 日

主宰者 職及び氏名

印

参考（指令取消書例）

岩手県達 第 号
住 所
特定非営利活動法人〇〇

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条第1項の規定による事業報告書等（役員名簿、定款等）の提出が3年以上にわたって行われていないので、同法第43条第1項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇〇号による特定非営利活動法人の設立の認証を取り消します。

令和〇年〇月〇日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○

- 付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認証が必要な手続（設立の認証、定款の変更の認証、合併の認証）

1 ウェブ報告システムによる申請の場合

(1) 事前相談対応

申請者からの相談内容を確認し、修正指示等についてコメントを登録する。

※ PDFへのコメント登録の方法は所轄庁マニュアル（法人手続き情報管理編）p30 参照

(2) 申請書類への対応

①申請書類に不備がないこと（必要書類が提出されているか、記載内容に間違いがないか等）を書類別審査票等を用いて確認し、疑義事項等がある場合は、本庁へ確認する。

②修正が必要な書類がある場合は、コメントを登録し、修正依頼を行う。

③修正後の書類を確認の上、問題がない場合は受理登録を行う。

※ 役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）は住基ネットの利用又は書面により提出してもらい確認すること。

(3) 公表・縦覧（マニュアルp207～参照）

①「公開情報管理」から「公表・縦覧公示情報設定」を選択し、公開するPDFファイルの設定を行う。

②設定したPDFファイルの公開不適切情報（役員や社員の住所又は居所等公開にそぐわない情報）に黒塗り処理が行われていることを確認の上、縦覧を開始する。

③本庁へ申請書の写し及び縦覧書類を電子決裁・文書管理システムにより発送する。

※ 縦覧の処理完了に合わせて、内閣府NPOホームページで公開されることから、疑義事項等がある場合には、事前に本庁へ確認してください。

(4) 認証・不認証の登録

①縦覧期間終了後、認証・不認証設定画面から審査結果を登録する。

②審査結果に応じて申請者に対して通知、認証書を送付、本庁に認証書の写しを送付する。

※ 認証書等は書面により送付すること。

(5) 設立登記完了届出書受付

手続の流れは認証が不要な手続のとおり

※ 設立登記情報は、登記情報提供サービスの利用又は書面により提出してもらい、確認する。

(6) 閲覧

閲覧書類に該当するPDFファイルを印刷し、バインダーに綴じ込む。

※ 本庁への閲覧書類の送付は不要です。

認証事務移譲先の市町村について

- ・ 全県の取りまとめ及び県庁等での情報公開のため、ウェブ報告システムにより申請等があった場合は認証申請書の写し及び縦覧書類をメール又は郵送により1部県庁に送付願いたいこと。
- ・ 公表は、各市町村の規則等に基づいて行うこと。

2 紙申請の場合

(1) 申請書類への対応

- ①申請書類に不備がないこと（必要書類が提出されているか、記載内容に間違いがないか等）を書類別審査票等を用いて確認し、疑義事項等がある場合は、本庁へ確認する。
- ②修正が必要な書類がある場合は、電話等により修正依頼を行う。
- ③修正後の書類を確認の上、問題がない場合はウェブ報告システムの「新規登録」画面から申請書類の登録を行い、申請を受理する。

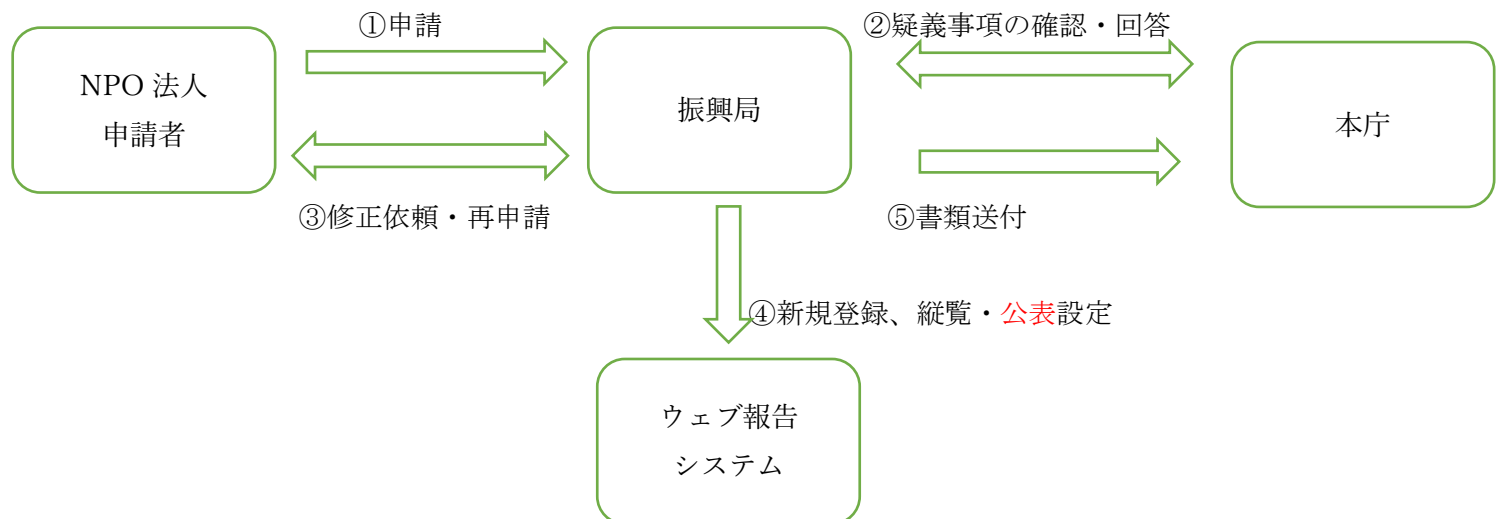
(2) 公表・縦覧（マニュアルp207～参照）

- ①「公開情報管理」から「公表・縦覧公示情報設定」を選択し、公開するPDFファイルの設定を行う。
- ②設定したPDFファイルの公開不適切情報（役員や社員の住所又は居所等公開にそぐわない情報）に黒塗り処理が行われていることを確認の上、公表・縦覧を開始する。
※ 縦覧は受付日から2週間、公表は受付日を開始日とし、認証・不認証を決定した日を終了日とする。
- ③受理日から**3日**以内に、本庁に縦覧書類1部を送付する。
※ 縦覧の処理完了に合わせて、内閣府NPOホームページで公開されることから、疑義事項等がある場合には、事前に本庁へ確認してください。

(3) 審査結果通知

審査結果通知以降の手続は従来と同様です。

【手続の流れ】



認証事務移譲先の市町村について

- ・ 全県の取りまとめ及び県庁等での情報公開のため、紙申請があった場合は認証申請書の写し及び縦覧書類を1部県庁に送付願いたいこと。
- ・ 公表は、各市町村の規則等に基づいて行うこと。

認証が不要な手続（事業報告書、役員変更届、定款変更届、解散届等）

1 ウェブ報告システムによる申請の場合

(1) 事前相談対応

申請者からの相談内容を確認し、修正指示等についてコメントを登録する。

※ PDFへのコメント登録の方法は所轄庁マニュアル（法人手続き情報管理編）p30 参照

(2) 届出書類への対応

- ①届出書類に不備がないこと（必要書類が提出されているか、記載内容に間違いがないか等）を提出書類整理票等を用いて確認し、疑義事項等がある場合は、本庁へ確認する。
- ②修正が必要な書類がある場合は、コメントを登録し、修正依頼を行う。
- ③修正後の書類を確認の上、問題がない場合は受理登録を行う。
- ④本庁へ届出書の写し及び閲覧書類を電子決裁・文書管理システムにより発送すること。

認証事務移譲先の市町村について

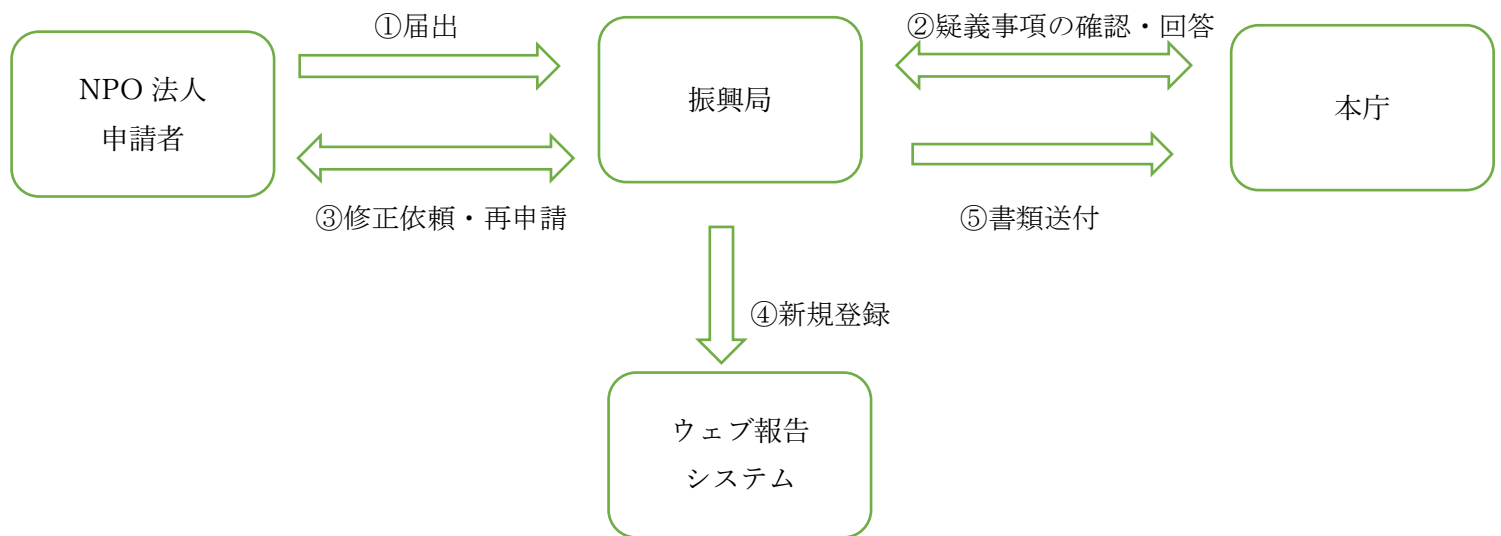
- ・ 全県の取りまとめ及び県庁等での情報公開のため、ウェブ報告システムにより申請等があった場合は届出書の写し及び閲覧書類をメール又は郵送により1部県庁に送付願いたいこと。
- ・ 閲覧は、各市町村の規則等に基づいて行うこと。

2 紙申請の場合

届出書類への対応

- ①届出書類に不備がないこと（必要書類が提出されているか、記載内容に間違いがないか等）を提出書類整理票等を用いて確認し、疑義事項等がある場合は、本庁へ確認する。
- ②修正が必要な書類がある場合は、電話等により修正依頼を行う。
- ③修正後の書類を確認の上、問題がない場合はウェブ報告システムの「新規登録」画面から届出書類の登録を行う。
- ④法人から提出された届出書類の副本を1部本庁へ送付する。

【手続の流れ】



認証事務移譲先の市町村について

- ・ 全県の取りまとめ及び県庁等での情報公開のため、紙申請があった場合は届出書の写し及び閲覧書類を1部県庁に送付願いたいこと。
- ・ 閲覧は、各市町村の規則等に基づいて行うこと。